
令和 8 年 第 2 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 2 日)

令和 8 年 6 月 1 2 日 (金曜日)

議 事 日 程 (2)

令和 8 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

【 出 席 議 員 】 (12 名)

1 番 長島 毅	2 番 原崎 功典	3 番 守田 政孝	4 番 田中 太
5 番 香田 一之	6 番 中西 智昭	7 番 本田 浩	8 番 松岡 泉
9 番 内海 猛年	10 番 妹川 征男	11 番 川上 誠一	12 番 辻本 一夫

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横田 和雄	書記 岡本 賢治	書記 鶴原 清華
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	吉永博幸	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	福田雅代	総務課長	本石美香
企画政策課長	溝上竜平	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	智田寛俊
都市整備課長	小田武文	税務課長	藤永詩乃美	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	有田昌子	福祉課長	中野功明	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	水摩秀徳	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	池上亮吉
事業課長	本郷宣昭				

【 傍 聴 者 数 】 6名

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、おはようございます。着席願います。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 4 番、田中議員の一般質問を許します。田中議員。

○議員 4 番 田中 太君

皆さんおはようございます。4 番、田中です。どうぞよろしくお願いいたします

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名 1、中心市街地の活性化について。

町を歩いてみても、中心市街地である正門通り商店街はシャッターが閉まったままの店舗が目立ち、かつてのような活気を一向に感じられない状況が続いております。買い物や飲食を楽しむ場としての魅力が低下し、町民にとっても、来訪者にとっても、立ち寄りたい、歩きたいと思える環境が十分に整っているとは言えません。こうした現状を踏まえると、中心市街地のにぎわいを取り戻すための取組は喫緊の課題であると考えます。そこで中心市街地の活性化についてお尋ねいたします。

要旨 1、中心市街地の現状と課題について。

中心市街地である正門通り商店街では人通りがまばらで、店舗前の通りにも滞留が生まれにくいなど、日常的なにぎわいが十分に形成されていない状況が続いています。

まず、中心市街地における空き店舗の状況について、町としてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えいたします

現在の空き店舗の状況としましては、正門町の交差点から中山石油店の交差点までの区間で、現在把握できているところで申しますと、過去の状況より店舗としての区画は約 40 店舗となっております。このうち現在営業している店舗は 22 店舗であり、残る約 18 区画が空き店舗の状況となっていることから、空き店舗率はおおむね 45 % となっております。また、昼と夜の内訳

は重複している店舗もありますが、昼１２店舗、夜１６店舗が営業を行っている状況となっております。

このことから、正門通り商店街と周辺の状況を分析しますと、「スーパーはまゆう」の周辺は昼間の買い物客やバス利用者など人の動きがみられるものの、正門通り商店街（アーケード側）は特に昼間営業している店舗が限られており、人通りが少ない状況にあります。夜については飲食店を中心に昼間よりも多くの店舗が営業しているものの、にぎわいがあるとまでは言えない状況であると捉えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 ４番 田中 太君

それでは、その要因について町としてどのように分析されておるのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

全国的に人口減少と少子高齢化が進行する中、特に地方都市においては中心市街地の空洞化が深刻な課題となっております。かつて地域経済や交流の核であった中心市街地では、郊外型大型商業施設の進出、自家用車社会の進展、さらにはインターネット通販の普及などにより来街者の減少が続いております。加えて事業者の高齢化や後継者不足も深刻化しております。その結果、商店街の空き店舗増加など地域活力の低下が全国各地で見られている状況でございます。

芦屋町においても、全国的な傾向である人口減少や高齢化の進行に加え、商業環境の変化や後継者不足、交通アクセスの状況などにより、中心市街地の空洞化が進行しているものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 ４番 田中 太君

そういった要因分析を踏まえ、空き店舗対策として今後どのような具体策を検討されているのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

商工業の振興と町の活性化を目的に、町は平成２７年度より「創業促進支援事業補助金」や「空き店舗等活用補助金」などの補助金制度により空き店舗対策に取り組んでまいりました。その結果、飲食店を中心に３０の事業者が空き店舗を活用し、事業を開始されております。

活性化を図るため実施してきた、この補助金制度も制度開始から１０年が経過しており、今後見直す考えです。商店街の活性化についてはこれまでも様々な検討や対策が行われてきた歴史がございます。なかなか効果が上がっているとは言えません。これらの経緯を踏まえ、芦屋町商工会とも連携し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 ４番 田中 太君

それでは、にぎわい創出に向け、現状の中心市街地にはどのような課題があると考えているのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

一般的に「にぎわい」とは、人や活動が集まり、活気・交流・豊かさが感じられる状態のこととされています。しかし、中心市街地の状況は店舗数の減少などにより日常的な集客力が低下しており、商店街では人通りも少なく、あまり活気や交流等を感じられないのが実情です。

要因は先ほどにも触れましたが、「郊外型大型商業施設の進出」や「インターネット通販の普及」など、現状において多くの要因が考えられますが、最大の要因として中心市街地を利用する目的や魅力が減少している状況だと思っております。その点を踏まえると、今後、人が集まりなくなる魅力や目的を創出できるかが課題ではないかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 ４番 田中 太君

それでは、その課題を解決するため町として特に必要だと考えることは何かお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

先ほども少し触れましたが、中心市街地の活性化には人が訪れる目的や魅力をどのように創出していくかが課題と考えております。しかしながら、この課題は町だけで解決できるものではないと思います。中心市街地の活性化実現には、利用者の声を聞き、商工会をはじめ事業者の方々とともに連携を図り、共に取り組むことが最も必要なことではないかと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

そのほかに、中心市街地で話を聞くと「スーパーはまゆう横の船頭町駐車場の場所が分かりにくい」、あるいは「満車で駐車できない」といった声が多く聞かれます。こうした状況は、来訪者だけでなく商店街で営業されている事業者の方々にとっても、日々の営業に影響が出ている状況であります。中心市街地における駐車場の不足や分かりにくさによって、来訪者や既存店舗事業者、どのような不便や困り事が生じていると考えているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

中心市街地における「駐車場の不足による困り事」については、町が管理する船頭町駐車場が常に満車に近い状態になっており、周辺店舗等へ来られた利用者の利便性が損なわれている可能性があることを認識しております。また、「場所が分かりにくい」という御意見につきましては、本通りから入り込んだ場所にあること、また駐車場利用の対象者などが分からないといった御意見ではないかと考えております。この件につきましては、状況を確認し、看板設置などの対応策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

それでは、空き店舗、魅力や目的の創出、駐車場などこれらの問題に対して、短期的に改善すべく対策として何を最優先で進めるべきかと考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

最優先課題として、町としましては町の管理する船頭町駐車場（スーパーはまゆうの東側）の部分にありますけど、こちらの駐車台数を確保することだと考えております。当該駐車場は周辺店舗をご利用するお客様用の駐車場と位置付けておりますが、目的外の利用による長時間駐車が見られております。今後、短期的な改善策としまして、先ほど少し言いましたけども、駐車場利用に関する看板を設置し、目的外利用者への注意喚起を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4 番 田中 太君

この船頭町駐車場の課題改善については早期に取り組んでいただきたいと思います。

では、中心市街地の現状と課題が見えてきたところで、要旨 2、複合的な受け皿機能の整備について、中心市街地のにぎわいを取り戻すためには、来訪者と町民の双方が利用しやすい案内や情報提供の仕組みと、トイレ休憩所、駐車場などの施設を適切に整えることが欠かせないと考えます。しかし、現在の中心市街地には、こういった仕組みや施設が十分にそろっているとは言えず、来訪者、町民双方にとって利用しやすく整っているとは言えません。そこでお伺いします。

中心市街地における来訪者や町民への案内の仕組みや、既存店舗の情報発信の状況、そして休憩所・トイレなどの施設について、町として現在どのような状況だと考えているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

現在の状況としましては、中心市街地内において「来訪者への案内の仕組み」については、常設的な仕組みなどは整備されておられません。次に既存店舗の情報発信ですが、商工会や観光協会が主に担っており、各団体のホームページなどで会員事業者や店舗の紹介などを行っております。

町としましては、イベントでの P R や観光大使による店舗やブランド認定品の紹介などの情報発信を行っているところでございます。また、休憩所・トイレなどの施設につきましては、中心市街地周辺では高浜のポケットパークや中央公園など一定の基盤整備を行っている状況でござい

ます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

状況をお伺いしましたが、私としましては、先ほども申しましたが、中心市街地のにぎわいを取り戻すためには、次のようなことが必要ではないかと思っております。

まず、1つ目がですね、町内の観光施設や観光地、お店などの案内。2つ目が情報発信の強化。リアルタイムの情報やホットな情報を発信すること。3つ目が人が集まる休憩所やトイレなどの整備。これらを進めることで、町民、来訪者双方が安心して利用でき、観光案内や店舗情報を適切に提供できる環境が整い、活性化に繋がるのではないかと考えております。こうした方向性を踏まえ、町として中心市街地の玄関口に位置する民有地を活用し、活性化対策の検討を進めてはどうかと考える。そこでお伺いいたします。

中心市街地の玄関口に位置する民有地、正門通り交差点横の空き地のことですが、町としてどのような役割を果たし得る土地だと考えているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

当該地は用途地域の分類では商業地域に指定されております。中心市街地に位置する利便性の高い土地であり、地域活性化に資する有効な活用が期待される土地だと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

その役割を踏まえ、この民有地に対して、町として今後どのような姿勢で向き合うべきと考えているのか、検討の方向性をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

当該地は町の中心地に位置しており、価値の高い場所であることは理解しております。

町としましては、まず、土地の活用方法と利用目的を明確にしていく必要があると考えております。その結果に基づき、土地取得の是非等について検討を進めていくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4 番 田中 太君

それでは最後の質問です。

中心市街地の玄関口に位置する正門町交差点付近は公共交通の利便性が高く、町民が日常の買い物などで集まる場所でもあります。また、大通りに面していて、来訪者からの視認性も高いという特性があります。

これらの特性を踏まえると、正門通り交差点横の民有地を早期に取得し、観光案内、商業情報の発信、そして町民の利便性を兼ね備えた複合的な拠点として整備することは、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

御提案の内容につきましては、中心市街地活性化の手法の 1 つとして有効性は理解しております。しかしながら当該地は民有地であり、土地所有者の意向等もあることから、現時点で取得の是非や具体的な活用方針等について申し上げる段階にはございません。

この点は御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4 番 田中 太君

全国では駐車場や、こういったクーリングシェルター、トイレ、観光商業案内、レンタサイクルなどを一体的に整備し、来訪者の回遊性を高めることで中心市街地の活性化に成功している自治体も多くあります。

例えば人口約 1 万人の長野県木曽町ではですね、こうした複合拠点を整備し、商工会や観光協会と連携した情報発信により、滞在時間の増加や商店街のにぎわい創出につなげておられます。

こうした成功例も参考にしながら、中心市街地の活性化が着実に進むことを期待し、中心市街

地の活性化についての質問を終わります。

それでは件名 2、学校教育の支援体制についてです。

いまだ全国的に不登校が増加する中で、我が芦屋町も教員だけでは対応できないケースが増えており、教育支援体制の役割というものが大きくなっております。また、保護者や卒業生からは「救われた」、「支援がなければ学校に戻れなかった」など、支援員やソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどへの感謝の声も多数寄せられており、その存在がこどもたちの支えになっております。こうした状況を踏まえると、支援体制そのものをどう強化していくのかが問われていると考えます。まずそこでお伺いいたします。

要旨 1、不登校の現状について、全国の小中学校では不登校児童生徒がいまだ増加傾向であるが、芦屋町はどのように推移しているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町における不登校児童生徒数についてお答えします。

町における小中学校合計の不登校児童生徒数は、令和 5 年度は 26 人、令和 6 年度は 42 人、令和 7 年度には 53 人へと増加しております。

近年は小学校での増加が顕著で、公表されております令和 6 年度の全国平均や県平均、教育事務所管内の平均を大きく上回る推移を見せており、大変重く受け止めております。

一方、中学校につきましては、令和 4 年度に一時的に 5 人まで減少したものの、令和 5 年度は 11 人、令和 6 年度は 12 人、令和 7 年度は 18 人へと増加している状況です。増加の背景には家庭での生活リズムの乱れ、友人関係の不調、学習に対する不安、家庭環境の変化など複合的な要因が複雑に絡み合っていると認識しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4 番 田中 太君

「えーっ！芦屋が全国平均値より高いの？」と驚かれている方もいると思いますが、それでは不登校児童生徒が増加している背景や、要因について教育委員会としてどのように分析されているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、増加している背景といたしましては家庭での生活リズムの乱れであったり、「友人関係との関係性が悪くなった」、「日頃の学習活動において授業が分からなくなった」とかいうところでの不安、それに伴って課題を提出しなくなると、そういうことも含まれます。それと家庭環境が変化したことによるものということで、それらが1つの特定の原因ではなくて複合的に絡んでいるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

それでは、その他、学校現場から寄せられている支援ニーズにはどのようなものがあるかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

支援ニーズについてお答えいたします。

まず学校現場からは「家庭や保護者との連携が取りにくいこと」、「登校刺激が逆効果になるケースがあること」、「個別対応に時間が割けず担任の負担が大きい」といった具体的な課題や声が寄せられております。また、保護者からは「こどもが朝起きられない」、「学校に行きたい気持ちはあるようだが不安が強い」、「相談先が分からない」といった相談が多く、支援ニーズは多様化しているものと受けとめております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

今、課長の答弁にもあったように、学校現場、保護者双方から寄せられるニーズは多様化しており、支援のあり方も一層複雑になってきていると思います。

それでは、支援について現時点で十分に答えられていない点があるとすればどこだと思われるか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校現場や保護者からの多様なニーズに対し、限られた人員の中で最大限の対応を教育委員会

としては行っていると考えており、現時点において「十分に応えられていない」という決定的な不足点があるとは認識しておりません。

しかしながら、教育支援センターにおいて「利用が増えると、今後専門スタッフの確保が難しくなる」、「個別支援ニーズの高まりにより対応時間が不足してくる」、「中学校とのさらなる連携強化が必要である」といった運営上の課題は生じており、これらに対しては現行体制の中で創意工夫を凝らし、適切な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

今、私は小学校の学校評議員等していますが、今、この芦屋町では、こういった対応を十分にされていると感じております。今年度に関しては、山鹿小学校に支援センターと支援員の配置が加わり、今できる範囲での充実した支援体制だと大変評価できるものだと思っております。

それでは不登校が増加している現状を踏まえ、教育委員会として、今後どのような点に課題が生じると認識しているのか伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

利用者数の増加やニーズの高度化が進む中、現行の支援体制のままでは個別対応への時間不足がさらに深刻化し、学校や家庭への迅速なアプローチに遅れが生じるなど、今後の潜在的な課題になりうるものと認識しております。特に、中学校への移行期における不登校傾向の増加への対応や、家庭に引きこもりがちな児童生徒へのアプローチとケアができる体制の維持が今後の重要な課題であると考えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

その課題が生じそうな点を、今後どのように補強する必要があると考えていますか。具体的にお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

今後生じ得る課題に対しましては、議員御指摘いただきました、昨年度から開設した町の教育支援センターの機能充実を図り、体制を補強する必要があると考えています。

まず、専門スタッフにつきましては、町民会館にある教育支援センターに指導員を2人、芦屋中学校の校内教育支援センターに指導員1人を配置しているほか、本年度からは山鹿小学校内に校内教育支援センターを新設し、指導員1名を配置いたしました。さらに、学校との定期的なケース会議を増やして情報共有を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーとの連携による家庭訪問や、アウトリーチ支援の頻度を増やす方向で調整を進めているところです。

以上でございます

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

こうした課題認識を踏まえ、不登校や学校での対応が多様化する中で、支援員やスクールソーシャルワーカーなどの専門職は、こどもたちの安心を支える上で欠かせない存在となっております。こうした支援を安定的に継続していくためには、体制そのものを計画的に整えていくことが重要だと感じております。

要旨2、町が目指す支援体制と方向性についてお尋ねします。

専門職が年度替わりで入れ替わることにより、こどもたちの信頼関係が途切れる恐れがあります。こうした支援の断絶を防ぐため、引継期間の確保や重複配置について、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

専門スタッフや支援員の交代により、こどもたちとの信頼関係が途切れることのないよう、教育委員会では引継期間の確保や必要に応じた重複配置、ケース会議による情報共有の徹底を基本としております。特に継続的な支援が必要な児童生徒につきましては、前任者・後任者・学校による三者での引継ぎや個別の支援計画を活用した情報共有を行い、年度替わりなどの移行期においても支援が中断しない体制づくりに努めております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

この件に関しては、支援が必要な子どもたちにとっては最も重要で深刻な問題です。支援というものは人が担うものであり、信頼関係の切れ目のない支援というのが不可欠であります。よって、しっかりと今後検討していただきたいと思います。

それでは、県からの補助や縮小または廃止された場合の町独自の対応策について、現時点でどのような検討を行っているのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

万一、国や県の補助制度が縮小もしくは廃止された場合でも、必要な支援が途切れないよう現時点から対応を検討しております。

まず、県内市町村教育委員会の連絡協議会を通じて、県に対し継続的な財政支援を求めているところです。また、町単独での対応が必要となる部分につきましては、既存事業の見直しや予算の優先順位の再整理を行い、町独自の財源を確保できるよう庁内で協議を進めております。さらに、複数年度の財政見通しを踏まえ、継続的な支援に必要な経費を安定的に確保できるかを検証しながら、持続可能な支援体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

支援が必要な子どもたちを決して置き去りにしないためにも、支援員などの継続が今後も最も重要であると考えております。町として継続の重要性というものをどう考えておられるのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、支援が必要な子どもたちを決して置き去りにしないためには、専門スタッフや支援員の存在は不可欠でございます。

教育委員会といたしましては、支援員の配置や専門スタッフの確保といった継続的な経費を要

する取組につきましては、持続可能な形で任用や配置を維持していくことが重要な責務であると認識しております。そのため中長期的な視点に立ち、勤務環境の整備や人材の定着に向けた取組を進めるとともに、必要な財源の確保にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

昨年度から北九州教育事務所に出向されていた教員の方々や退職された教員、現役の校長先生などですね、教育現場の現状を伺ってまいりました。答えとしてはですね、教員不足もいまだ解消されない中、芦屋町では先進的に支援員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど導入していましたが、近年、周辺の自治体もその重要性を認識し始め、今では専門委員の取り合いで、各自治体、人材確保が難しくなっているという実態を記録してまいりました。

こうした現状を踏まえ、限られた人材をどう確保し、どこに配置するかという人材確保の方針をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

近年、周辺自治体においても専門職の重要性が一層高まり、人材確保が難しくなっている状況は十分に認識しております。

教育委員会といたしましては、まず町費による任用職員も含め、勤務条件の工夫や働きやすい環境づくりを進めることで優秀な人材の確保と定着を図っているところです。その上で、小中一貫教育推進指導員などの人材を各学校に配置するとともに、生徒指導上の課題を抱える学校には一時的に人員を重点的に配置するなど、現場のニーズや緊急度に応じた「メリハリのある適正配置」を進めております。

限られた人材を最大限に生かし、学校現場の支援体制を確保してまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

それでは最後の質問です。

これから先も様々な動向に左右されることなく、支援が必要な子どもたちが継続的に支援を受

けられる体制を整えることは、芦屋町にとって極めて重要な課題だと思います。

町として、今後どのような考え方で支援体制の充実と継続を進めていくのか、改めてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

議員御提言のとおり、社会の動向や学校内外の課題等に左右されず、どんな状況でも、そしていつでも子どもたちが必要な支援を継続して受けられる体制を整えることは、芦屋町の教育にとって最重要課題でございます。

町といたしましては、日々の授業や学級経営など学校教育の中核を担う「県費負担教職員」と町が独自に任用している小中一貫教育推進指導員、あるいは生徒指導支援教員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター職員などの町費負担教職員が効果的に補完し、支え合うという明確な役割分担のもと、計画的かつ確実に体制強化を進めてまいります。特に小学校における不登校児童の増加が喫緊の課題となっている現状を踏まえると、不登校の未然防止と早期の対応で不登校の減少を図る不登校対策支援は、芦屋町の教育にとって最重要の施策であり、子どもたちの学びの保障は町の教育の根幹です。

今後とも、教育支援センターの機能強化やアウトリーチの拡充を確実に進め、子どもたち一人一人が安心して学び、成長できる環境づくりに、教育委員会として、また町を上げた強い意思を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

田中議員。

○議員 4番 田中 太君

子どもたちの安心は私たち大人がつくるものです。人を育み、未来につなぐ。

町長どうか、共に取り組んでいただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります

○議長 辻本 一夫君

以上で田中議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に8番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

8番公明党の松岡です。

田中議員がですね、こどもについての不登校問題を取り上げて、体制を今、一般質問しましたけども、私も今回2件ほどを準備させていただいておりますけども、通告書に従いまして質問させていただきます。

引き続きですね、こどもの問題を中心にずっと訴えておりまして、今回も2件ともこどもに関する事項、それから先ほどの不登校に関する田中議員のこどもに関する質問ということで、ずっとこどもに関する問題で皆さんにはあれでしょうけど、そう言いながらも町にとっては今、教育長が述べられたように、こどもたちが教育をしっかり受けてですね、大きく育って芦屋町の将来を担ってくれるという観点からすれば、「真ん中社会」のこどもたちがいかに芦屋町によって、すくすくと育ってくれるかというのが、芦屋町の将来に向かっての重要な課題であるということはいもう間違いありませんので、長くこどもの問題に今から言及していくわけですけど、その辺りは勘弁していただきたいと思います。

私につきましてはですね、まず「通級指導教室の支援について」。先ほど不登校についてもですね、全く関係ないわけではありません。一部聞きたいところもあったんですが、先ほどの答弁の中で述べられている部分については割愛させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

通級指導教室についてですけども、近年ですね、発達障害や学習障害、情緒面で課題を抱える児童生徒が増えています。これらに対する支援の重要性が全国に高まっている状況にあります。

文科省についてもインクルーシブ教育の推進が掲げられて、「可能な限り共に学ぶ教育環境」の整備を求めています。そういったことで、この通級指導教室の役割は極めて私は重要ではないかなというように思っています。町としてはですね、こどもたちがすくすく育つような教育環境を整備することが重要であるし、私たちにとってもそれが責務ではないか、このように考えます。

それで要旨1、ですけども通級指導教室の現状について伺ってまいります。

初めに、通級指導教室では具体的にどんな支援を行っているのか、特別支援学級との違いはどういったことがあるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

まず通級指導教室について御説明いたします。

通級指導教室とは、小学校又は中学校の通常学級に在籍しているものの、比較的軽度の障害、先ほど議員も御指摘いただきました発達障害、言語障害、情緒障害などのある児童生徒に対して、

各教科等の指導の大半を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を週に数時間、特定の教室で行う制度です。具体的には、対人関係を円滑にするためのコミュニケーション訓練や読み書きの苦手さを克服するトレーニングなど、児童生徒の特性に応じた個別指導を行っています。特別支援学級との違いは、特別支援学級が主として特別支援学級で授業を受け、基本の教育課程自体が特別に編成されるのに対し、通級指導教室は主として通常学級で学び、特定の時間だけ通常学級を離れて指導を受けるという点にあります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、説明がありましたように通級指導教室に通う子どもたちがいるわけですが、基本的には通常の学級の中に籍を置いて、自分のですね、そういった障害とか、不得意な面、一部ですね、皆さんからサポートしていただければ十分にすくすくと育つ環境にある子どもたちでありますけれども、そういうことからすると、国としてもですね、インクルーシブ学習ということで、子どもたちが同じ位置にいて学べば一番いいわけですが、そういった障害を持っている子どもたちもおりますので、そういう意味からすると、この通級指導教室というのは、もう不可欠ではないかなと思います。そういうことで可能な限りですね、そういった子どもたちと一緒に学べる体制づくりが重要なと思います。

それではですね、現在の芦屋町のですね、この通級指導教室に通って支援を受けている子どもたちがどの程度いるのか、中学校、小学校についてお答えください。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

現在、通級指導教室を利用している小中学生の児童数についてお答えいたします。

令和5年度は、小中学校合わせて5人、内訳としては小学生が3人、中学生が2人。令和6年度は小中学校合計で7人、うち小学生5人、中学生は2人。令和7年度は小中学校合計で11人、うち小学生が10人、中学生が1人。そして、本年度は小中学校合わせて11人、うち小学生が9人、中学生が2人の児童生徒が利用しています。

近年、発達障害などの社会的認知が進んだことや保護者の理解が深まったことにより、緩やかな増加傾向にあると認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、お答えいただきましたように、かなり人数のほうも増えている状況にあると。まあ、一つの要因としては、今、言われたようなことで、そういったこどもたちがいるということを理解していただくと——保護者の方にもいろんな方がおられて、実際そういった自分のこどもがですね、障害を一部持って、通常の学級から出て、こういった通級指導教室に行くっていうもので見られてですね、それはやはり、差別を受けたりしてもいけないっていう話もあったりして出てこないところはあるんでしょうけど、近年ですね、そういう面からすると、こういった通級指導教室に対しての理解が深まってですね、増える傾向で、やっぱりそういった支援を求める保護者の方もいるのではないかなと推測されます。

そういうことでありますけれども、この支援を受けるですね、手続きを具体的にどのようにして手続きをするようになってますでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

通級指導を受けるための手続きは、まず、学級担任や教育相談などを通じて保護者の方から学校へ御相談をいただくところから始まります。その後、学校において対象の児童生徒の観察や実態把握を行い、学校内の検討を経て教育委員会へ申請書が提出されます。

教育委員会では、専門家、例えば小児科の医師や児童発達の専門委員などを指しますが、それらの先生方を交えた就学支援委員会などを開催し、通級指導の適否や指導内容についての審議・判定を行います。判定の結果を保護者の方にお伝えし、最終的に保護者の方の同意を得た上で通級指導の開始が決定されます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

支援を受けるということで、そういった手続きで十分に検討されてですね、そういった通級指導を行うということは厳格に行われているということが理解できました。

そういった支援体制が逐次ですね、構築されつつあるかなと思うんですけども、実際ですね、人数のほうも、先ほどありましたように、小学校で、これ3校ありますから、各学校でちょっと違うかと思うんですけど、かなり増えてきているし、今後とも、先ほど言いましたように、理解

が深まれば、さらにですね、そういった申請も行われる可能性もあるかなというふうに思います。

そういった状況にありますけども、実際ですね、それでは教室の数とですね、そこを担う教員の数は、一体どのような状況になってますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

教室の数につきましては、利用している児童生徒の数に応じて設定しておりますので、具体的な数字としては各学校1つというふうに考えていただければと思います。

それと、現在、町内の通級指導教室の担当教員として、中学校に1人、芦屋東小学校に1人配置しています。芦屋東小学校の担当教員は1人で、各小学校へ巡回指導を行っているところです。

配置基準につきましては、国において教員配置基準というのが定められておりますが、これにつきましては、現在、基礎定数化が進められており、障害種別ごとに、例えば、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害の場合は「児童生徒13人対し教員1人」となっています。

教職員の定数管理につきましては県教育委員会が決定しているため、芦屋町の配置状況につきましても、この基準に沿った配置となっているものと認識しております。

また、担当教員の資格についてですが、通常の教員免許に加え、特別支援学級の免許を保有していることが望ましいとされていますが、必須要件ではありませんので、任命後に研修等を受講させるなどで専門性を担保しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、教室の数とそれから職員の方ですね、それと配置基準については全国的な基準があつて、一応、今の、まあ症状等によっても違うんでしょうけど、一応13名に対して1名の職員と。で、芦屋町については、今のところ中学校と東小学校に1名ずつということで、東小学校から巡回で山鹿と芦屋小学校の方に巡回指導で回って行くような状況になっていると。

ただ専門職の、本来であればですね、そういった専門職の障害に応じた内容とかそういったもので、特別な資格を持っておられる方が当たるのが一番ふさわしいんだけど、配置基準としては、その必要はないというような状況で、資格を持っておられないんでしょうけども、その点は、県教の中で、そういった研修会等が多分行われるでしょうけど、そこに参加し、そういったノウハウを持って、今のところ指導に当たっておられるというふうに理解したいと思います。まあそう

いうことだと思うんですけど。

それでは要旨2に移りますけども、今話がありましたように、この教員の方は専門職でないで、必要なノウハウを習得する必要があるかと思うんですけども。現在ですね、この教員の方に対するスキルアップについての対応はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

先ほどの議員の御指摘にも重複するところがございますが、通級指導教室の担当教員につきましては特別な資格が必須というわけではありません。しかし、一人一人の児童生徒の特性に合わせた高度な指導技術が求められます。そのため、教員は県教育センターが主催する研修会へ計画的に参加しています。そこで最新の指導ノウハウを常にアップデートし、専門性を高める環境を整えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

県のほうでですね、そういった教育センターを通じて、そういったノウハウを習得していただけるような研修に参加しているということですけども。これは、年何回とかいうのがございますか。それとも、もう、その都度、教育センターのほうから——、県のほうからの指示に従って参加するようになるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

県から研修の案内が届けば、それを学校に通知をして、学校から派遣していただくということで行っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今ありましたように、教員のノウハウの教育等についても、県のそういった支援を受けながらやるということで、特にこういった通級指導教室に関しても、芦屋町にとっては県教育委員会か

らの、そういった支援を受けながら——、カウンセラーもそうなんでしょうけど、県からの支援を受けつつやるのが非常に多いのかなと思いますし、当然そういうことになると思うんですが。そのほかですね、県からの、この通級指導教室に関する支援内容、それから利活用についてどのようなになっているのかちょっとお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

県からの支援内容等についてお答えいたします。

県からは、専門的な知見を持つ「指導主事」を必要に応じて派遣していただき、具体的な指導や研修情報の提供といった支援を受けております。町といたしましても、そうした県の専門人材を積極的に活用しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

県のほうも、そういうことで、いろんな支援する仕組みがあるのではないかなと思うんですけど、ここで一番やっぱり重要なのはですね、県からとのつながりの中で、上から下の方に言ってくるのが非常に多いと思うんですよ。

そういった中ですね、やはり町の問題点等を踏まえて県の教育委員会のほうにしっかりと訴えていくことが肝要かなと思うんですよ。あるなしにかかわらずして、やはり困っていることに關しては、今、現実はやっておられると思います。しかしながら、スタンスとしてはそういう心構えを持って、小さなことであっても県のほうにしっかりと要望上げていただいて闘ってもらいたい。で、皆さん、あそこの体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

それとですね、単体の町としての、この協議委員会としていろんな取組をやっているわけですが、やはり広域の連携ってのも、これは不可欠ではないかと。寄り添い合いながらですね、隣の町の教育委員会とも、また、県とのつながりの中であるでしょうけども、そういった観点からすると、情報の共有、そういった面もそうでしょうし、ハード的なものの支援とか、そういったことも考えられるので、この点について町のほうはどのように取り組んでいるのか。いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

広域というか、郡内の状況について、ちょっとお答えさせていただきます。

現在、通級指導の郡内での連携はできていません。理由として、通級指導担当者の職種や担当する児童生徒数の違いが大きくて、郡内での連携が難しい現状があります。しかし、今後の状況によっては、遠賀郡内の他の町や学校あるいは特別支援学校との間で情報交換や事例研究など、教育連携をこれまで以上に図っていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ぜひともですね、やはり、まあ、ほかの県もそうなんでしょう。ほかの県ってのは、ほかのことも、事項もそうだと思うんですけど。やはり芦屋町単町での問題もございましてしょうけど、やはりそういった問題っていうのは、それぞれに、いろんな問題があるでしようけども、そういったものを、ある町ではこういうことが起こっているという話も踏まえてですね、対策としてはいろいろあると思うんで、そういった問題、通級指導に関する問題等を含めてですね、しっかりと意見交換をする。実際、行っておられると思うんですけどね。県、教育委員会でこう集まられたときに、ここで、遠賀町ではどんなことやっているとか、やっぱりそういった話は、情報共有はされていると思うんですけど、基本的に私はそういった広域連携っていうのは、小さな町にとっては必要なことだろうと思うんですね。

これは教育だけにかかわらずして、遠賀郡でそういった4町、町長等、もう非常にですね、各町長との連携をしっかりとやられている点を勘案するとですね、教育場面においても、そういった情報の共有をしっかりと構築されていったほうが、私はいいいんじゃないかなというふうに思います。

それではですね、続きまして通級指導教室の課題。これについて、実際、今の状況はどうか。その取組についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えします。

現在の主な課題といたしましては「対象児童生徒の増加に伴う担当教員の負担軽減と指導時間の確保」及び「通級指導教室に通うことへの心理的抵抗感の解消」であると考えています。

これらに対する取組として、時間割の工夫による効率的な個別指導や通級指導が特別なことでなく、誰もが自分の得意不得意に合わせて受けるサポートであるという理解を学校全体へ広げ

る啓発活動を行っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

そういうことだろうと思うんですけど、私自身は先ほどの巡回指導で1名の教員の先生が見て回られるって話があって、そういうことを勘案すると、短い時間で各小学校回られるわけですよね。まあ、中学校は1つだから、ある程度はフォローできるかなと思うんですけど、そういった巡回指導に対して教育が問題なくやられているのかな。そういうところ、ちょっと心配するんですよ。だからあれは、時間がある程度制限されるとか、回数はどうなのかなとか、それから先生自身の負担もあるでしょうし、そのあたりのフォローを、ちょっとしっかりと考えていただければと思うんですよ。

そういう面からすると、巡回指導のあり方を考えてもらうとか、それと、後からもちょっと、ほかの件でも出るかと思うんですけど、これは幼保小の連携の中で、そういった事前のこどもの状況を掌握すると、そういうことが後から2番目のところで、要旨2で出るんですけど。そういったことで、幼保小学校の情報ですね、そういったものをしっかりと掴んで早めの体制づくりをできればと思うんで、そういったものも大きな、実際取り組んでおられると私は思っているんで、まあ、今回上がってきてないと思うんですけど、そういう観点も捉えて十分な体制づくりしていただければと思います。

それから続きまして、実はですね、好事例ということで、県議会の中でも、この問題が取り上げられてですね、その中で話題として——大野城市ですね。大野城市が、実は言語聴覚士3名雇用していると。これを、国の方も補助し、県の方もしてくれていると思うんですけど、そういった雇用をやってですね、この通級指導教室の職員とか、そういった相談窓口の対応にもちょっと活躍してくれているというふうに聞いているんですよ。まあ、これについては非常に導入もちょっと難しいかなと思うんですけど、そういった専門職の人材の活用に関してはどのように考えておられるのか、全く考えないのか。まあこれは県が多分、そういったことでしょけれど、町としてはどうですかね。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

個に応じた適切な支援を行うためには専門人材の活用が有効であると考えております。

芦屋町におきましても財政負担を抑えつつも、専門性を確保する観点から臨床心理士による巡

回指導を導入するとともに、県のスクールカウンセラー派遣を受け、あるいは、さらに県の補助制度を活用してスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える家庭への支援にも取り組んでいるところです。

今後も国などの補助制度の活用を視野に入れながら、専門職による定期的な巡回相談の拡充を進めるとともに、専門人材の活用を図り誰一人取り残さない教育の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

適切な人材活用等も含めながらですね、こどもたちをしっかりと守っていければと思います。

それで要旨3なんですけども、情報によりますと「ふくおか就学サポートノート」の活用ということで、県としてですね、先ほどの幼保小連携を組んで、または小学校から中学校に上がっての、そういった通級指導教室、そういったこどもたちを掌握するためのノートを作成、そういった情報の基となるものを、資料ですね、持っているというような話を伺っております。

「ふくおか就学サポートノート」ってどういったものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

「ふくおか就学サポートノート」についてお答えいたします。

「ふくおか就学サポートノート」とは、福岡県教育委員会が作成した、障害のある、または発達上の支援が必要なこどもたちが乳幼児期から義務教育学校、そして高等学校へと進学していく一連の過程において、一貫した支援を受けられるようにするための引継・記録ノートです。保護者が管理し、医療・福祉・教育の各機関で受けた相談内容やこどもの特徴を記録していくものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

これは福岡県のほうで、そういった就学サポートノートの作成をしているというような状況にあるわけなんですけども、それではですね、その有効性と町の活用状況はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

相談に来られた保護者の方に「ふくおか就学サポートノート」及び「あしやすくすくファイル」の両方を御案内しておりますが、「あしやすくすくファイル」を手にとられる方がほとんどです。その理由は、芦屋町では長年にわたり独自の取組として「あしやすくすくファイル」を導入しており、有効に活用しているためでございます。

この「あしやすくすくファイル」も「ふくおか就学サポートノート」も、出生からの成長の足跡や各種相談記録を全て1冊のファイルにまとめることができるもので、乳幼児期からのこどもの特性や成長の記録を漏れなく蓄積することができるようになっていきます。活用されている保護者からは「新しい担任の先生にこどもの特性をゼロから説明する負担が減った」、「一貫して見守られている安心感がある」といった好意的な評価をいただいているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

芦屋町は「すくすくファイル」を使っていますということで、この「ふくおか就学サポートノート」は効果があると思うんですけど、活用はしてない状況にあるということだと思います。

先ほど連携の中で、幼保小の連携の中でそういった情報もしっかりと、芦屋町は受け取って指導していただいているということで理解いたしました。

ただ、この違いは全くないんでしょうか。例えばですね、「ふくおか就学サポートノート」を使っているところはですね、その保護者の方の評価としては、非常に保護者のそういった要望等も含んでいるので、「非常に情報はしっかりと伝わって有効なんです」という話を言っておられるみたいなんですよね。芦屋町が行っている、この「すくすくファイル」というのは、そういった保護者の要望等も含んだ内容になっていますでしょうか、これお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁と重複するところがございますけども、「あしやすくすくファイル」と「ふくおか就学サポートノート」は、主に乳幼児期からの発育や福祉面での記録を中心としたもので、内容はほとんど同じです。

今日お持ちしておりますけども、まず、「あしやすくすくファイル」は、このようにA5版のファイル形式で、母子手帳と一緒に挟めるようになっております。「ふくおか就学サポートノート」は、このようにA4版の紙に記録していくというタイプでございまして、レイアウトはほとんど

同じというものでございます。どちらも乳幼児健診や就学前の相談の段階から保護者へ両方を御案内し、保護者の方で選んでいただいて、大切な記録を継続して記入しながら活用していただいています。いずれのファイルも学校への進学や進級時、そのほか相談に行かれた時など、保護者がファイルを提示する、担任などがお子さんの生い立ちや特性、効果的であった支援方法を一目で正確に把握できるものとなっています。

保護者からも「初めて相談することになっても、最初から説明する負担がなく伝えられるので安心して任せられる」という声をいただいております、芦屋町における「切れ目のない支援」を支えるツールとして高い有効性を発揮しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

よく理解できました。

芦屋町は「すくすくファイル」で、しっかりとそういった情報が伝わって管理されているということで理解しましたので、よろしくお願いいたします。

続きましてですね、これは学校教育課にかかわらずですね、こどもを育てていく上では、一つの課で全てをなせるわけではありません。医療、福祉、教育の連携強化が必要でございますけど、庁舎内の連携は常に図られているのか伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、医療、福祉、教育の連携強化は必要ということで考えております。その上で庁舎内の連携についてでございますが、教育委員会と福祉課及び健康・こども課との間では、就学前からの情報を幼保施設や小中学校と共有する「幼保小連絡会議」や、個別の相談案件に応じる「要保護児童対策協議会」等を通じて、密接に情報共有を行っております。

町の「あしやすくすくファイル」は県の「ふくおか就学サポートノート」に先行して整備し、地域の実情に応じて発展してきた芦屋町の教育や福祉施策を支える重要な基盤であると認識しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

どうもありがとうございます。

通級指導教室はですね、子ども一人一人の違いを理解し、子どもが安心して学べる環境を整えるための重要な教育基盤というふうに認識しております。今後とも本教室を必要とする子どもが増えてきます。どうかですね、この支援充実が図られることを期待して1件目は終わります。

続きまして2件目はですね、「こどもの権利基本条例の制定」についてでございます。

「こども真ん中社会の実現」に向けて2022年にこども家庭庁が設置されるとともに、こども基本法が制定されております。しかし、子どもを取り巻く環境は厳しい状況が依然として続いております。国の政策の枠組みがあったとしても、現場において効果的な施策が行われなければ子どもたちの環境改善は図られません。

町のこどもの権利基本条例の制定については、私は今まで何回もやっております、今回は4回目になります。そういうことでありますけれども、今、担当課のほうでもいろいろですね、考えていただいて良い答弁をいただいております。しかしながら、まだまだ完了していない状況にありますので、また、全国的なこの、子どもを取り巻く環境の厳しさを踏まえてですね、早めの基本条例の制定を望むわけであります。そういったことで質問させていただきます。

要旨1、それではですね、子どもを取り巻く環境についてですけども、つい最近のデータを見ますと、先ほどの不登校の問題もそうだったんですが、いろんなですね、子ども取り巻く現状が厳しい状況が続いているということで、どうも頭打ちのところもあるし、そういったこともあるんですが、増えている面もあるんですよね。

そういったことで、現在ですね、全国の小中高生の自殺数、それから不登校の小中学校生数、これは先ほど述べられましたので割愛させていただきまして、児童虐待相談件数はこういった程度なのか伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小中高生の自殺数についてお答えいたします。

これは文部科学省が公表している「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に基づいてお答えするものです。

この調査結果によりますと、令和6年度に全国の小中高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は413人でした。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

人数だけ、あれですけど、全国的にはこういった状況にあるわけですね。非常にですね、もう自殺をすることもたちがいたりとかですね、家庭環境それからいろんな虐待関係も減ったり増えたりしているところもあるんですけど、全然大きく減少するということがないってということなので、こどもにとってみれば全く変わらない状況にあるということですね。基本法ができたからどうかってなると、その効果っていうのはあまり見られない。国は基本法、法律を定めれば、そういったこどもたちの環境を改善するだろうと。そういった枠組みは重要なことだろうと思うんですけど、なかなかそういった枠組みをつくったからといって、減るようなものではないというふうに思います。

この状況を踏まえて町はどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、町内の小中学生の自殺に関する各学校からの報告件数は0件であります。また、不登校の背景につきましては、先ほどの答弁と一部重複しますが、家庭環境の多様化、友人関係の希薄化、またこども自身が言葉にできない「生きづらさ」や喪失体験などが複雑に絡み合っていると認識しております。

これらの問題は単なる「学校内の課題」ではなく、「社会全体、地域全体で解決すべき人権・福祉の課題」であるという強い危機感を持っているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

では、児童虐待相談件数についてお答えいたします。

まず、全国的な件数でございますが、こども家庭庁の発表によりますと、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数、これ令和2年度に20万件を超えて以降も増加傾向にあり、近年は年間22万件を超える水準で推移しております。全国的に相談対応件数が高い水準で推移している状況は、こどもを取り巻く環境に関する重要な課題であると認識しております。

一方で、本町における児童虐待の相談対応件数につきましては、令和5年度が11件、令和6年度が10件、令和7年度は13件と、近年はおおむね横ばいで推移しております。しかしながら児童虐待は件数の多寡にかかわらず重大な問題であります。本町といたしましては、こども家

庭センターを中心に関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、こどもと家庭への支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

そういうことで、町の方もですね、厳しい状況はよく理解していただいていると、いうことなので、そういうことで、その認識のもとですね、有効なる施策を講じていく必要があるのではないかと思います。

それでは要旨の2ですけども、町の取組と課題について、これについてですけど。

基本法が22年の6月に制定されてですね、こどもの権利の主体者として尊重して、こどもたちの最善の利益を確保するということで、町としてのですね、その責務が明確にこの基本法について定められているという状況にあります。

町はですね、逐次「こども計画」を策定して、こどもたちに対するですね、そういった計画をしっかりと取り組んでいるんですけど、実は、まだしっかりとですね、令和7年の3月に、(計画書を掲げながら)この冊子を取っていただいて取組計画を発表してくれました。

しかしながら、一部には入っているんですけども、基本的な具体的に町として、その基本法に基づいた具現化したものは、どの程度入っているかってのは、ちょっと疑問なところがあるんですよね。

取組の形で——、私は常に条例を制定してほしいと言っているところは、そういった町としての責務が今回、明確になったので、それを、施策をしっかりとやるためには、具現化してやっていくためには、やっぱり条例が必要じゃないかということで訴えさせてもらっています。

そういうことでありますが、令和7年の3月にこれをつくっておりますので、まだ1年しかたっていないんですよ。だから、そこでちょっと取組の状況を聞くってのはちょっと、どうかなと思ったんですが、そう言いながらも厳しい環境状況にありますので、現在の、策定して以降ですね、状況はどうか、施策はどうか、ということをしつかりと、あと課題をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

こども自身が権利について学ぶ取組につきましては、学校における人権教育や社会科等の学習

に加え、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知などを通じて、こどもの権利に関する理解の促進に取り組んでおります。また、こどもが安心して声を上げられる環境づくりにつきましては、学校において教育支援センターを設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制を整備しており、こどもが安心して相談できる環境の充実に努めております。

こどもに関わる大人の理解と受け止める力の向上につきましては、児童虐待防止推進月間にあわせた広報誌への掲載などを通じて、町民へのこどもの権利に関する啓発を行い理解促進に努めております。また、教育委員会では人権講演会や人権まつりを実施しているほか、保育所や学校では、それぞれ人権に関する研修等に取り組まれており、人権に関する理解を深める機会となっております。

また、こどもの意見表明の機会の確保につきましては、こどもに関わる計画の策定や事業の検討に当たりアンケート調査を実施し、こどもの意見を聴く機会の確保に努めてまいりました。

これらの取組によりこどもの権利に関する理解の促進や、安心して相談・意見表明ができる環境づくりにつながっているものと考えております。

また、取組の課題に関しましては、児童虐待につきましては、保護者が虐待であるとの認識を持っていない場合や虐待の事実を認めない場合もあることから、支援につながりにくいケースが課題の一つであると認識しております。

また、こどもの意見表明を進める上では、年齢や発達の程度に応じた意見の聴き方を工夫するとともに、こどもに関わる大人の理解や受けとめる力の向上を図ることが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

えっとですね、先ほどの計画の中にはそんな具体的なものはないんですけど、実際はその基本法に基づいてそれぞれのこどもたちが意思表示をする。そういった仕組みづくり、こどもたちがそういった権利があるということを認識するという、そういった教育を含めてですね、実際に、こどもたちがそれを手を挙げて意見表明をすると、それから大人はこどもたちの権利をしっかりと認めてあげるといったことは、どこまで出来上がるかということですね。

そういうことが、こどもたちが自分たちの権利を訴えて、それを実現する取組がどの程度行われるかっていうことが重要じゃないかと思います。

話は変わりますが、令和7年の7月3日にですね、教育委員会から、いじめに関する問題

調査ということで、これはいじめがあったということも、いじめなのか、いじめじゃないか、分からないんですけど、いじめ問題に関しての調査委員会が設立されて調査を行った報告書が出ています。この中身はもう、いじめってというのは、どうだったってことを、ここで私は言及するつもりもありません。いじめがあつてはいけないっていうことは重々分かるんですが、今日の視点がちょっと違いますので、ただ、この報告書に、この調査委員会のほうがどういう提言を行ったかということをやっと確認してほしいんですよ。

この調査内容のところの、委員会から提出されている提言について、どういったことを提言されているのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

町のいじめ問題調査委員会の報告書につきまして、その中で指摘されている再発防止策の提言の概要についてお答えいたします。

先ほど議員から御指摘いただきました調査報告書は、町内で発生したいじめ事案を検証したものでございます。これにつきましては、二度とこのような事態を繰り返さないための極めて重い再発防止策として、次の点が強く提言されております。

1つ目、こどもが発する初期のささいなＳＯＳや、いじめのサインを教職員が絶対に見逃さないための「組織的な初期対応の徹底」、2つ目、教育委員会と学校、そして外部機関との「迅速な情報共有と連携体制の再構築」、3つ目、児童生徒一人一人の尊厳を守るため、学校内における「人権意識の徹底的な向上と、いじめを許さない環境づくり」、この3点です。教育委員会といたしましては、この報告書に示された提言を重く厳粛に受け止め、町のいじめ防止体制及び権利保障のあり方の抜本的な見直しと強化に全力で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、課長の方から答弁ございました。このいじめに関して対策も重要なことなんですけど、この提言の中に、これが重要だということで書いてあります。どのように書いてあるかと言いますと、学校においてはいじめという生徒指導上の特定の課題の防止を狙いとするだけでなく、その前提となる安全で安心な学校や学級づくり、及び全ての児童の社会的資質能力の発達を支える働きかけが、より一層求められている。生徒指導提要では、こうした全ての児童の発達を支える働

きかけを発達支持的生徒指導等と呼び、日常的な教育活動を通じて行うことが求められている。

あと具体的にちょっと書いてあるんですが、実はですね、この生徒指導提要というのがありまして、これは児童生徒を指導するときの基本方針を具体的に示されているんですけど、実は、令和4年に改訂されているんですよ。

その改訂の趣旨はどういったことかと言いますと、ここに書いてある「発達支持的生徒指導と呼び日常的な教育活動を通して行うことを求めている」という内容になっていて、今まではどちらかと言うと、何かその適用的な問題があったときにはそれに対しての予防対策を重視してやっていたのが、今回の生徒指導提要によっては基本的にはそうじゃなくてその上の段階ですね。だから、どちらかと言うと、その対策としては、指導的なやり方は、ここで言った発達支持的生徒指導を重視すると。その生徒指導の重視すべき事項ですけども、これはどういったものかと言いますと、問題行動や不適用が起きてから対応するのではなく、全ての児童生徒の健やかな成長や発達を支えることを目的とした指導、成長指導をするようにということで、重視事項が少し変わっているんですよ。私はこれが一番重要なことだと思っているんですよ。

こういったこどもの権利についてですね、そういったこどもの最善な権益を守るという、確保するという観点からすれば、学校においても対策はそういうことで、いじめが起こったらいじめの対策でいろんな対策を、それぞれ個々のやつはあると思うんですけど、基本的には今、課長が言われたとおりだと思うんですよ。

やはりそういったことで、こどもたちの指導は、そういったものが起こらないように日頃から、全員に対して教育して指導していかないといけないよってことを今回、この提言で、いじめ問題の報告書なんか書いてあったんですよ。そのとおりだねと思って、教育現場もやっぱ変わりつつあって、今までは何か起こったらそれに対する、起こらないようにするための施策ばかり考えていたんだけど、そうじゃないんだと。やっぱり日頃からこどもたちが社会に出てもやっぱり生き抜いていく、またそういったことで、協調しながら、いじめとかそういうことしちゃいけないっていう認識させることが、やっぱり重要だと、そういった教育体制に戻るんだということをしっかりとする教育法なんですね。

生徒指導提要に、もう改正されているってことで、そういうことでやっていかなくちゃいけないんじゃないかということで、述べさせてもらいました。

時間がどんどん過ぎていきますので、次ですけども、この権利保障の取組について今後取り組むべき施策はどう考えているか、この点をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校教育での取組といたしましては、先ほど御指摘いただいた報告書の提言を具現化し、事後対応中心の対策から、問題を未然に防ぐ「予防的アプローチ」へシフトしていく必要があると考えております。

特定事案への対策にとどまらず、日常的な教育活動の中で、個々の発達段階や個性に寄り添うサポート、全ての児童生徒が安心できる居場所づくりに努めています。

特に、学級内でほかの児童生徒の「学ぶ権利」を結果的に妨害してしまう児童生徒への支援・対応については、その背景にある特性や生きづらさに寄り添う個別対応や別室指導をさらに充実させ、周囲のこどもの学習権の確保と当該児童の尊厳を守る両面からのアプローチに努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

えっと、ちょっと時間がなくなりましたので、ちょっと割愛させてもらって次に行きたいと思っています。

福岡県からの情報によると久留米市の方ですね、先進地事例と好事例ということで、ありまして久留米ではですね、こどもたちのそういった教育に関して、3年度からですね、NPOと連携して市内全ての小学校4年生、それから中学校2年生、及び教職員を対象としてですね、体系的なフォロープログラムを実施していたり、市民向けの研修、それから未就学児へ向けたプログラムで発達段階に応じた継続的な取組を展開していると。

そういった福岡でも結構ですね、久留米の方が頑張ってそういう話をして、大洗町でもそういったものやっていると。また、情報によると一部の議員が視察に行ったその大阪でもそういったいろんな取組をされていると。そういうことで、このこどもたちのその意見を表明をするとか、大人がどうあるべきかとかそういったものに関してのですね、プログラムをいろいろ協力的に進めている自治体があるということです。

時間がなくなってきましたので、ちょっとそこは、もう以降、割愛させていただきますけれども。それではですね、時間が差し迫ってきましたので、要旨3ですが、人権基本条例の制定について、全国的な動きについてまず説明を求めます。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

一般財団法人地方自治研究機構の調査によりますと、令和7年12月24日現在、こどもの権利に関する条例を制定している自治体は、都道府県で30団体、指定都市で12団体、市区町村で191団体となっております。また、福岡県内では12団体が条例を制定しております。

全国的には、条例を制定する自治体が増加しておりまして、近年はこども基本法の施行なども背景に、その動きが広がっているものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今ありましたように、条例の制定も少しずつ前進していますが、福岡の方では、ちょっと、控えめと、ちょっと残念な結果ですけど、ただ、いろんな条例を作っているところもありますけども、やっぱり形骸化してはならないということで、逐次また新たに組み替える自治体も増えているということでもあります。

条例はですね、先ほどからずっと言っていますように、基本法では、防げない、定められない事項があって、条例でないと駄目だということは当然のことながらですね、条例化することによって、各町の役割そういったものが明確になりますので、条例がないと私は絶対だめだと思うんですけど、今まで、なかなかいい答弁もいただいているんですが、準備も進めておられるんですが今回、町長も代わられましたので、最後にですね、この基本条例の制定について、貝掛町長の見解をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

こどもの権利基本条例の制定について私の見解というところでございますけども。こどもは地域の未来を担うかけがえのない存在であり、その権利が尊重され、安心して健やかに成長できる環境を整えることは、町政の重要な責務であると考えております。こども基本法の趣旨を踏まえ、こどもの権利について町全体で共通理解を深めることは、大変重要であると考えております。

こうした考えのもと、本町におきまして、こどもの権利に関する理念を明確にし、こどもの権利が尊重されるまちづくりを推進するために、こどもの権利基本条例の制定に、取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8 番 松岡 泉君

時間が最後になって詰まっちゃって申し訳ありません。

ゆっくりとですね、町長の見解を伺いしたかったんですが時間をさしせまって申し訳ありませんでした。

最後ですけども、やはりこどもが安心してすくすく育つ芦屋町。このまちづくりのためにですね、しっかり取り組んでまいりたいと思います。また行政側からのそういった、条例制定についてもよろしくお願ひしたいと思います。今後そういった条例が早めにできることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で松岡議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、13時15分から再開します。

午前 11 時 36 分休憩

.....

午後 1 時 15 分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に 11 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

11 番、日本共産党の川上です。

病み上がり後の初めての一般質問ですので温かい答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、件名 1、PFAS 汚染について伺います。

平成 6 年 12 月、芦屋基地の専用水道から発癌性を指摘される国の暫定目標を超える濃度の PFAS が検出された問題で、福岡県は今年の 2 月に排水下水調査の結果を 3 月 30 日に公表しました。

調査結果は、選定された 7 地点のうち、基地周辺の 5 ヶ所からの暫定目標値の最大で 11 倍にあたる濃度を検出したと発表しました。

昨年夏の前回調査と比べ、暫定目標値を上回る地点が海側で 1 ヶ所増えています。

県はこれまでの調査結果を基に基地に近いほど濃度が高く、離れるほど低い傾向にあるとの見方を示しています。

P F A S 汚染が発覚して、6 回の水質調査が実施された多くの時点で、暫定指針値を超過しています。

P F A S の汚染源は芦屋基地である蓋然性は極めて高いことが判明しています。

そこで伺います。

1 点目に、町は今回の今後の対応をどう考えているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員の御指摘のとおり、福岡県は令和 8 年 2 月に、これまで芦屋町内で調査をした地点のうち、7 地点でモニタリング調査を実施したところ、5 地点で指針値超過が確認され、3 月 3 0 日に公表されております。

約半年前になりますが、令和 7 年第 4 回定例会で川上議員からこの問題について一般質問を受けた際、私から「これから関係者で今後の対応について協議を行い、環境省などほかの省庁への要望活動も含めて協議・検討し、方向性や具体策を見出していきたい。」との答弁をしております。

このとおり令和 7 年 1 2 月 2 4 日に、福岡県と芦屋町、岡垣町の三者で協議を行い、環境省への要望活動の必要性について合意形成しました。そして、要望活動に先立ち、まずは事務レベルでの意見交換から実施する必要があると考え、本年 2 月 6 日に環境省の水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室と福岡県で第 1 回目の事務協議を行っております。

そして、本年 5 月 2 8 日にも福岡県と芦屋町、岡垣町の三者で協議を行いました。その協議の場で、環境省との第 2 回目の事務協議を 7 月または 8 月中に実施することとし、現在日程調整中です。この第 2 回目の事務協議には環境省と福岡県だけでなく、芦屋町と岡垣町の事務担当者も参加予定です。

また、防衛省本省にも要望活動をすべく関係者で協議・検討をしております。なお、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地へも、引き続き要望活動を定期的に継続していく予定です。

現段階での対応予定は以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

芦屋町としても県や近隣自治体と協議し、防衛省や自衛隊に働きかけているということですが、大変それに対しては敬意を表するものです。しかしですね、この間、5 回の県の水質調査、地下水調査を行い、芦屋基地と九州防衛局に対し原因究明を求めてまいりましたが、明確な回答はなく、「現時点では回答できない。確たることを申し上げることは困難。もっと詳しく言えば、P F

ＡＳ等は日本国内で広く使用しているため、芦屋基地との因果関係については確たることは申し上げられない。」こういったですね、門前払いの答弁となっております。

今回の地下水調査により、船頭町の井戸は４１ナノグラムから９２ナノグラムへと２倍の汚染が進んでいます。地下水汚染が進行していることに住民の不安は高まるばかりだというふうに思っております。

ＰＦＡＳ汚染によりですね、基準超過となっている地点は全国で約２５０箇所あるそうです。その多くは産業廃棄物処理場、ＰＦＡＳ関連企業、自衛隊基地、米軍基地周辺となっております。

こういった中で、全国の多くの自治体で住民運動が起こり、原因究明と汚染対策を求めています。最近では、三重県四日市市では５月７日に公災害市民ネットが県庁を訪れ、水質調査を行ったところ、ＰＦＡＳの汚染源は元産廃場である蓋然性が極めて高いことが判明し、指導監督責任を負っている県が役割を果たすよう汚染の実態調査を行うなど４項目を求めています。

これはですね、ＰＦＡＳ、ＰＦＯＳが１万種以上存在するＰＦＡＳの中でも特に毒性が強い。

国際的にもその危険性が認められている発癌性や胎児、幼児への発達神経毒性、妊婦、高血圧症をはじめとする健康への様々な悪影響が判明している。高血圧症は、妊娠前は高血圧ではなかった女性が妊娠２０週から産後１２週の間に高血圧になる症状で、ＰＦＯＡが引き起こす代表的な疾患の一つです。母親の出血や肝機能の悪化、胎児の発育不全などを引き起こし、最悪の場合には死亡につながるという、こういったものです。

こういった中でですね、やはり四日市市だけではなく、例えば岡山県の吉備中央町では、２歳のこどもが全国平均の７０倍のＰＦＡＳの値を検出されたということで、知らずに水や食べ物に入っていたＰＦＡＳに衝撃を受け、胎児や幼いこどもの体への影響が心配だと、女性たちが全国ネットを結成し、「日本のＰＦＡＳ水質水準を国際的な水準に近づけ、将来的には可能な限りゼロに近づけていくための見直しとロードマップの策定」を求めて、オンライン署名を立ち上げています。集めた署名は厚生労働省、環境省、農林水産省、国土交通省、こども家庭庁に提出する予定だということにしています。

またですね、最近分かったことですが、国際的にもですね、ＰＦＡＳの問題には、やっぱり大きな注目を持たれています。オーストラリアのほうではですね、オーストラリア政府は２８日、有機フッ素化合物を含む消化泡による環境汚染をめぐる、虚偽の説明をしたとして製造元の米工業事務製品大手、３Ｍを相手取り２５億ドル、日本円に換算して約２、３００億円以上の損害賠償を求める訴訟を豪連邦裁判所に提訴しています。

オーストラリアのローランド法相は、記者会見でＰＦＡＳを含む消火剤が豪軍基地２８箇所です。過去に使用され、汚染された周辺環境への原状回復や住民への補償に国費を投じたと説明、その上で、３Ｍは環境への影響を把握したにもかかわらず十分公表していなかったとして、提訴して

いるという、こういったふうにはですね、オーストラリアでもですね、大きく注目されています。

また、沖縄北谷町の米軍基地ですね、ここもPFASが検出されているんですけど。ここではですね、一部の物質が誘発されるという有機フッ素化合物のPFASがアメリカ軍基地の周辺から高い濃度で検出され、基地が汚染源である蓋然性が高いとされる中、海兵隊が北谷町にある基地の中の浄水場でPFASが禁止されているとして、町に水道水の供給量の増加を要請していたということが分かりました。

これは、町は法律上の義務から応じるという方向で調整していますが、自分たちが汚染元であるアメリカ軍がですね、そういったことの汚染源をちゃんと除染せずに、日本から水道水をもらうという、こういったことは全く無責任なことではないかなというふうに感じています。

PFAS汚染はですね、2024年度の調査では、地点としては629地点で国の指針値をオーバーしています。水質調査で高濃度が見つかった地点の大多数は、排出源が明確に特定できていないという、そういった問題があります。環境省の調べでも特定できたケースはごく一部にとどまっている。

そういった中で、自衛隊や米軍基地の原因は不明だという、こういったことですね、逃げていく解をとっています。しかし、泡消火剤使用の軍事基地や空港周辺での高濃度の事例は多く発生しており、泡消火剤におけるPFAS汚染の問題を、4月24日の衆議院内閣委員会で、共産党の塩川哲也議員が自衛隊基地周辺での有害物質のPFASが高濃度で検出されていることについて質問いたしました。

これは、環境省は環境健康リスクを低減するため、汚染の範囲や原因特定のための調査を地方自治体に推奨しています。自治体の要請を受け自衛隊は、全国は8箇所の航空基地でPFAS等の水質調査を実施。そのうち今年1月に、海上自衛隊下総航空基地——千葉県排水溝でPFASの1種のPFOAとPFOSの合算値で1リットル当たり2万4,000ナノグラムという高濃度の値が検出されました。

塩川氏が汚染の原因をただしたのに対し、防衛省の江原康雄官房審議官は「原因は不明」と答弁。塩川氏が「PFAS等を含む泡消火剤を使用してきたことは事実か」と追及すると、江原審議官は過去に使用したことを認め、「浄化器の設置や基地外への流出防止対策を取っている」と述べました。これは芦屋町と一緒ですね。

塩川氏は「同基地で浄水器を設置した地下直下値の数値は下がっているが、基地周辺地域の河川の数値がいまだ高いままだ」と指摘。「土壌汚染の懸念もあるとして、河川として土壌の調査が必要だ」と強調し、「地方自治体が基地内の調査を要請した場合、調査を行うか」とただしました。

江原審議官は「関連自治体と綿密に連絡を取り、必要な対応を取る」としました。

塩川氏は「航空自衛隊百里茨城県周辺の井戸でPFOSとPFOAの合算値で1リットル当た

り4、100ナノグラムが検出された」としており、同基地内の調査を要求、江原審議官は「適切な対応を取る」としました。

こういった自衛隊の幹部の方が「必要な対応を取る」、「適切な対応を取る」というふうに言っています。「必要な対応を取る」、「適切な対応を取る」というのは、そういった調査に対して協力をするという、そういったふうに受け取られがちですが、実際的にはですね、芦屋基地でもそういった対応にはなっておりません。ただ言えることは、関連自治体と綿密に連絡を取るという、これはもう芦屋基地でも毎回、「関連自治体と連絡を取り」という言葉はつけています。これによってですね、自衛隊としては理解しているような雰囲気を出そうとしていることが見えます。

そういった点でですね、国会でも、防衛省の江原雄大官房審議官が「関係自治体と綿密に連絡を取り必要な対応、適切な対応を取る」と答弁しています。

今後P F A S汚染問題で、九州防衛局や芦屋基地に対し、適切な対応を取ることを強く求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今後も適切な対応を九州防衛局及び芦屋基地に対して、福岡県とお隣岡垣町と力を合わせて要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、国会でも、こういった答弁がなされているわけですから、ぜひやっぱり汚染源を確定するための土壌調査とか、そういった広範囲な調査を芦屋基地にも要求していただきたいというふうに思います。

次に2点目、令和7年3月13日に芦屋町、芦屋議会で芦屋基地にP F A S対策についての要望書を出していますが、回答はどうなっているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員御指摘の要望書に対する回答についてですが、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地から要望書提出時に口頭による回答を受けております。要望は3項目で、町からの要望主旨と防衛側の回答主旨を申し上げます。

要望１、原因究明及び周辺自治体への報告を求めました。

これに対する回答は「芦屋基地専用水道と周辺井戸水の汚染の因果関係は、はっきりしない。町の要望内容を防衛省本省に伝えて対応を協議したい。なお、地元自治体への情報提供は行っていく。」とのことでした。

要望２、P F A S除去施設の設置と拡散防止対策を求めました。

これに対する回答は「自治体の要望を伺い、九州防衛局と芦屋基地とで協議連携して、できる対応、必要な対応を検討していきたい」とのことでした。

要望３、水質検査費用の住民への直接補助等、住民の経済的負担軽減及び不安払拭を求めました。

これに対する回答は「芦屋基地専用水道と周辺井戸水の汚染の因果関係は、はっきりしない。町の要望内容を防衛省本省に伝えて対応を協議したい。」とのことでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

P F A S対策の要望書については報道各社のニュースとか新聞とかでも大きく取り上げられましたが、社説を見ますとですね、各社とも「自衛隊から自主的な回答はなかった」という、そういったことが書かれておりました。

私も映像見たんですけど、これには前波多野町長や前内海議会議長も同行してですね、芦屋町、芦屋町議会の全体の意思としての要請行動でしたが、町や議会が文書で申し入れをしたのに対し、本来的なら、ちゃんとした文書で回答し、それぞれの項目に対して具体的な回答をしなきゃいけないことなんですけど、これを口頭で行うということでした。

これはやっぱり私としては、全くですね、議会を軽視している、町民を無視している、こういった態度ではないかというふうに感じております。

今議会の行政報告の中でも、基地対策協議会がP F A S汚染に対する要望を上げていますが、今後とも議会と町と住民による世論と運動によってですね、汚染源の解明と対策を行わせることが急務となっています。

ぜひですね、今後とも要請活動を強めるべきと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

こちらにつきましても、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、まず近日中に、7月もしくは8月に福岡県と芦屋町、そして岡垣町の三者で第2回目の事務協議を環境省と行う予定です。またあわせて、九州防衛局、航空自衛隊芦屋基地へも引き続き要望活動を繰り返してまいります。またさらに、防衛省本省にも要望活動をすべく協議を重ねてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、大変だと思いますが、そういった活動、要望活動も強めていただきたいと思います。

それでは3点目のですね、2026年4月1日からPFASの水道基準が設けられたが、町はこの基準をどう考えるのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

この基準をどう捉えているかとの御質問ですが、まず先に水道法と水道水質基準について簡単に説明した後、答弁させていただきます。

水道は1957年に制定された水道法により衛生管理されています。水道水は水質基準に適合するものでなければならず、水道法により水道事業者等に水質検査が義務付けられています。水道水質基準の体系には水質基準のほかに、基準を補う項目として水質管理目標設定項目及び要検討項目が付け加えられています。基準の見直しは最新の知見により常に行われており、項目の追加、削除及び基準等の改正がほぼ毎年行われています。

PFOS及びPFOAは、2020年に水質管理目標設定項目として暫定目標値がPFOSとPFOAの合算値が1リットル当たり50ナノグラム以下が設定されましたが、2025年6月の改正でこの値が基準として設定され、水質基準に引き上げとなりました。2026年、今年の4月より、この改正された基準が施行され、水道事業者及び水道用水供給事業者にはPFOS及びPFOAの測定が義務付けられ、水質基準を超えた場合は原因究明を行い、基準を満たすため必要な対策を講じることが求められます。

このように、国が最新の知見により見直された水道水質基準ですので、一地方自治体として所見を述べる立場にはございません。ご了承ください。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

国の法律で決まっていることなんでですね、もうこれをただ単町で変えるとか、そういったことができないので、先ほど課長が述べたように、一自治体で答えることはできないと思いますが、ただやっぱり、この間言われているのは、日本はPFOS、PFOAを50ナノグラムということを設定していますが、例えば世界的に見れば、アメリカはやっぱり最も基準が厳しく4ナノグラムということになっています。

このアメリカ自体はですね、どこがこういった基準を決めたかと言えば、アメリカのEPAという組織です。EPAはアメリカの環境保護庁で大気・水・土壌など環境全般の規制を行う連邦機関です。水については主に次の2つの法律に基づいて水質汚染を規制しています。連邦水質汚染防止法と安全飲料水法、これに基づいてアメリカは4ナノグラムということを決めています。でも、このアメリカが決めている、EPAが決めている4ナノグラムというのは最終MCLレベルということで決めておいて、本来的には最終MCLGという最終汚染レベル目標というのも設定されています。この最終汚染レベル目標というのがPFOAではゼロ、PFOSにおいてもゼロということを決めています。

PFOS、PFOAのほかにですね、PFASの中にはPFHxSとかPFAA、GenX、こういった本当に多くの有害物質があります。日本ではですね、PFOA、PFOS、2つだけですけど、アメリカではですね、こういったものを全て含めて4ppm、4ナノグラムということです。そういった点ではですね、日本に比べたら桁違いに厳しい水準になっています。世界的に見てもですね、いろいろレベルが違うということを前回の一般質問でも言われていましたけど、今、世界的にも見直しが進んでいて、例えばカナダなんかはですね、本来的な200ナノグラムと標榜していたんですけど、最新では検査で測定可能な複数のPFASをまとめて評価し、その合計値を30ナノグラムとする案が示されているという。30ナノグラムという数値は国内の調査データや分析方法の信頼、浄水処理で除去のしやすさといった実務的な観点から設定しているという、日本と外国とはやっぱりものすごい水準が違うわけですね。ですから、日本が50ナノグラムっていうのを、PFOS、PFOAだけで設定していること自体は、今後やっぱり厳しく問われてくる問題だというふうに思います。そういった点ではですね、今後やっぱり国際基準にあったPFOS、PFOAの基準をつけるべきだと思います。

PFAS汚染は九州防衛局や芦屋基地に対して要請行動を行っていますが、自衛隊は国の機関なので、法的責任は防衛省・自衛隊ではなく、日本国が負う形になります。

自衛隊由来と言われるケースで、汚染源を明らかにすることは、1点目に、どの範囲の土壌・地下水・河川が汚染されているのか。2点目に、汚染の広がり方が特定の施設や事業場からの流

出と、汚染源としての可能性があるのか。3点目に、その施設でP F O Sを含む薬剤や原料を使っていた事実、あるいは廃棄・貯蔵していたことがあったのか。4点目に、ほかの有力な汚染源候補が見当たらない、もしくは影響が小さいこと、こういったことが基準になります。

この4点から鑑みてもですね、芦屋基地が汚染源であるという蓋然性が高いということ、それは当然のことです。環境省や県による基地への立ち入り調査を行い、排水や土壌の分析、汚染範囲の詳細な把握を行った上で、科学的・専門的な検討を踏まえ、「この事業所が主要な発生源」と明らかにしていくことが求められます。そのためにも基地内の県や環境庁による立ち入り検査は不可欠なことだと思います。しかし防衛省は土壌調査には応じようとはしません。

その1つの例としてですね、岐阜県の各務原市の土壌調査の問題です。ここはですね、やはり基地がありまして、防衛省は基地内で検出された数値の公表を拒んだ上、各務原市が要望書に記した土壌調査から土壌の文字を削るように求めていました。市が作成した汚染等、等高線図もお蔵入りとなりました。土壌を調べて汚染源だと証明されれば、地下水を通じて市民の飲み水を汚染した責任を問われ、浄化費用の負担も迫られる、さらに地下水汚染を防ぐために土壌を入れ替えるなどの対策も避けられなくなるだろうということです。それに自衛隊基地の土壌調査が行われるようになれば、今度は米軍基地までに及ぶという、そういった点で防衛省が土壌調査に対して拒んでいるということだというふうに感じています。

先ほど課長の最初の答弁の中でですね、私、去年の3月議会ですね、これはP F A Sが発覚したときですけど、1回やりましたし、そして秋の調査結果が出たときに、12月議会でもやりましたし、そしてまた、4月に県からの発表があつて、また6月にやるということで、3回続けてやっていて「もう、いつも同じ答弁なんで」というふうに言われていましたけど、なぜ、こんなふうにするのかというふうにお思いでしょうけど、実は先日、ドラッグストアで買い物をしていたら、町民の方から声をかけられました。「川上さん、12月議会でP F A Sの問題を取り上げていただき、ありがとうございました。P F A S問題は汚染が発覚後、議会でも取り上げることがなく、風化してしまうのではないかと心配していました。あなたが一般質問をしてくれて安心しました。町民は地下水の汚染が進行していることを注視しています。原因究明と対策を早く実現できるように頑張ってください。」ということでした。

町民はやっぱりこのP F A S問題を注視しています。そういった観点からですね、今回再び一般質問を行いましたし、汚染源を確定し、安全な地下水にできるまで今後も続けていきたいというふうに思っております。

最後にですね、町長に伺います。

今回の水質検査で地下水のP F A S汚染は継続的に進行しており、さらに拡大している傾向にあります。芦屋町民の水道水は北九州市から供給されていますが、汚染が発覚するまで長年飲用

した方々の健康被害の懸念もあります。また、地下水汚染が進んでいることは、高濃度の地下水の散水による家庭菜園など食物への影響が心配されます。土地評価の問題では、従来の「土地・地下水汚染」の対象となり、資産価値が下がりやすくなることが懸念されます。町民の命と財産を守る町長として、継続的に続いているP F A S汚染に対してどう考えているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

温かい答弁をですね、意識しながらですね進めていきたいと思っておりますけども、どうぞ温かい気持ちで答弁を聞いていただければと思います。

まず芦屋町内の一部地域の地下水のP F A Sの数値が高いという、この事実に関しましてですね、町民の皆様の安全安心の観点から大変重く受けとめているところでございます。

令和6年の12月に、この問題が報道され約1年半経過しておりまして、現在まで町としてもできる限りの対応をしてきたことはですね、川上議員をはじめ議員各位、町民の皆様にも御理解いただいているものと認識しております。また、川上議員におかれましては、先ほど答弁にもありましたようにですね、これまでも3回一般質問され、その都度、担当課長が説明を尽くしてきたところでもございます。

この件につきましては芦屋町だけでなく、全国各地で指針値や目標値の超過が判明しまして、全国的な問題となっております。またですね、やはりこの明確に原因が判明しているのはまれなケースであって、芦屋基地を含め多くの場合はですね、まだ因果関係が不明な状態でもあります。このような状況であるため問題解決には時間を要すると考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げますところでございます。

また、先ほど課長の答弁でもありましたようにですね、今後も福岡県を主体としまして、新たに環境省や防衛省本省への要望活動について協議・検討をしているところでもございます。時間を要するかもしれませんが、町民の皆様の安全・安心を守るためにできる活動をですね、継続的にしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ありがとうございました。

町としても全力あげてください。P F A S汚染源の究明と除染対策を一刻も早く実現することを求めまして、この質問を終わります。

次にですね、桜の木の高齢化について伺います。

今年も春の訪れを告げる桜、ソメイヨシノが各地で咲き誇り、お花見などで多くの人を楽しませています。しかし桜の木が突然倒れるという事故も起こっています。

桜の木は樹齢が30年から40年になると枝や幹の形成がゆっくりとなり、樹齢が50年を超えると老齢期に入ると言われています。ソメイヨシノは1950年代以降の高度成長期に公害などの環境問題が社会的な関心事になり、大気汚染や緑化整備の一環として各地の都市公園や道路に桜などの樹木が植えられた経緯があります。それから60年から70年、当時、植えられた木が一気に老齢化しており、樹木も空洞化し、いびつな形になっている木が多くなっています。安全面から見たらリスクが高い木は確実に増えている状況であります。

今年、春の報道では、3月19日に東京都世田谷区の砧公園で桜の木が突然倒れ、来園者がけがをするという事故が起きています。4月6日には舞鶴公園で樹齢60年から70年のソメイヨシノの木が倒れ、近くには花見客がいましたが、避難して無事でした。福岡市はこれを受け、園内のおよそ千本の木の緊急点検を行っています。芦屋町でも公共地にある桜の木の倒木リスクへの対応が求められていますが、次の点を伺います。

1点目、城山公園等の町内にある桜の木の樹齢はどのぐらいになるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

本件につきましては複数の課に係る御質問でございますが、桜の木は城山公園の状況が中心となりますし、各課が管理する公園や施設等の状況についても、基本的に産業観光課で取りまとめて御回答していきたいと思っております。

それでは要旨1「城山公園等の桜の樹齢はどのくらいか」についてお答えいたします。

まず産業観光課が管理する城山公園の桜、ソメイヨシノについてですが、専門家の見解によりますと、現在の樹齢はおおむね60年から80年程度と推定されております。次に環境住宅課が管理する公園等について、ほとんどの桜は樹齢40年以上、都市整備課が管理する街路樹は約40年、学校教育課が管理する各学校の桜はおおむね50年となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、これらの桜の木の点検はどのようなになっているのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

桜の管理につきましては、街路樹や公園、学校など、それぞれの管理者が日常や定期的に行う巡回等を実施し、目視を含む点検を行っております。また、必要に応じて樹木医による診断を実施し、その結果に基づき適切な処置を行っているところでございます。

産業観光課所管の城山公園、魚見公園については桜のみの管理委託はございませんが、年間で公園の管理委託契約を締結しております。月に数回の巡回を行っており、併せて園内の樹木の状態も確認していただいております。病害等により倒木等の危険のある樹木等が確認された場合、速やかに報告を受け、必要に応じ伐倒や強剪定などの対応を実施しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

次に、3点目の点検の結果、老朽木や病虫害被害のある樹木があったのかどうか、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

東京都や福岡市での事故を受け、本年4月以降、各所管において緊急点検や巡視等による再点検などを実施いたしております。その結果、倒木の危険性がある桜が数本確認されたため、緊急性の高いものは伐倒などの対応を行っております。

具体的には、環境住宅課では所管施設の桜について樹木医による臨時点検を行い、その結果、倒木の危険性が高いとされた2本の桜を伐倒処理しております。都市整備課では令和4年に樹木調査を行っており、当時、倒木のリスクが高いとされた桜2本について伐倒処理を行っております。先月も異常な兆候が見られた2本の桜を伐倒し、さらに1本を強剪定するなど早急な対処策を講じております。次に、学校教育課が管理する学校の桜については日々点検を行っておりますが、現在のところ特段の異常は確認されていないと伺っております。また、毎年1校ずつでございますが、樹木管理を業者に依頼し、樹木の点検や手入れを実施しているとも伺っております。最後に、産業観光課の所管する城山公園、魚見公園におきましても、点検の結果、管理業者より現状では倒木の危険性が高い桜は見当たらないとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

るる各所管の桜の状況を報告していただきましたが、一応やっぱり、そういった樹木医が入ったりとか、造園業者とか、また事業者による見守りとか、そういったものを行っておるということと、それと問題があったときには伐採をしておるという、そういったことが答弁されましたが、一応ですね、私も、そういったところについて現地調査を行ってみました。

城山公園、それから江川台、それから山鹿小学校、芦屋小学校、こういったところと一般的な公民館にも桜植わっていますので、そういったところも、全てではありませんけど見て回りましたが、確かにですね、問題のある木なんかを切った後とかもありましたし、枝なんかも伐採した後の、そういったものについてもですね、確かに樹木業者とかが入ってやっているなというのは確認できました。ただですね、お手元のタブレットに6月議会の一般質問ということで川上資料ナンバーワン、ナンバーツーというのが出ていると思いますけど、出ていますかね？

それですね、これは2ページ2、4、6、7、8枚ぐらいなんですけど、実際に撮った写真はやっぱり60枚、70枚ぐらいあるわけなんですけど、ただこれは、私のような素人が見て「この木はちょっとどうかな」ということで言っているんで、本来的に専門家が見る判断とは違うと思いますけど。

この中でですね、1、2、3はですね、芦屋小学校の状況です。私たちもですね、最近芦屋小学校が一番桜が綺麗なんで、花見のときは芦屋小学校に行って花見をしているんですけど、こういったふうな樹木が、その当時は綺麗な桜の下でしか見ないので、結構こんな木もあるんだなということでびっくりしたんですけど、特に正門に入って左手の方が高齢の木が多くて、右手の奥の方とかは割とまだ20年とかそれから30年ぐらいの、若い木だったんで、そうなかったんですけど、その中でもやっぱり立ち枯れた木とか、そういった部分も見られました。

それから、11、12、13がですね、これは山鹿小学校の樹木になっています。山鹿小学校も数は少ないんですけども結構やっぱり老木化していてですね、中がやられているとかそういった木も多い状況でした。

13がですね、芦屋東小学校となっていますが、これは山鹿小学校の間違いです。

芦屋東小学校はもともとやっぱり松が多い小学校で、入口のところに6、7本ですかね、桜の大きい木が植わっていますが、それはちゃんと手入れされて枝なんかも伐採されてですね、幹もちゃんとしている状況です。

4、5、6については江川台の登り口の写真です。私が一番気づいたのは、江川台上り口の老

木が一番目についたわけなんですけど、江川台は道路に面しているために桜の枝が道路にはみ出し、交通の邪魔にならないように木が切り落とされています。ただ、そのためですね、枝の切り口から腐敗が起こり、空洞化している木が多く見られました。

6番の写真をご覧ください。6番はですね、切った枝が腐敗して中がどんどん空洞化しているんですけど、もう奥の方は穴が空いていますけど、これは、反対側がもう見えるようになっていって、相当、中が空洞化しているという状況です。

これ自体がですね、私たちは素人ですので、どれほど危険性なのかっていうのがよくは分かりませんが、やはりこの、舞鶴公園とかいろんなところで倒木している木は中が空洞化している、幹が空洞化している、そういった木が多いんですね、こういった点はやっぱり今後もですね、注視していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど言われましたけど、やはりそういった点を見るにおいてはやっぱり、樹木医のですね、やっぱり点検、これが一番確かじゃないかと思いますが、それぞれの箇所では、樹木医とかも見られているけど、やっぱり一般的な剪定業者とか、そんな方で終わっている部分もあると思いますけど、やっぱりちゃんとした樹木医を入れて行うということが必要ではないかなというふうに思います。その点ではですね、樹木医を今後やっぱり専門家を入れてみるというそういった考え方はないんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えしたいと思います。

先ほど点検の状況については御報告した形で現在樹木一帯の管理を行っているところでございます。議員おっしゃるようになりますね、必要に応じて樹木医等の点検も必要になるものもあるかと思しますので、今後その辺も含めてですね、検討して対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、やっぱり専門家を入れて「これはいいのかどうか」を、ちゃんと確認していただきたいと思えます。そういったことをすることが、やはり芦屋町に、もし万が一、倒木があつて事故とか起こった場合に大変、そういったことをやることによって芦屋町がやっぱりそのことについて注視していたということが明らかにされるというふうに思いますんで、先ほど言ったように、山鹿小学校、芦屋小学校に老木が相当あつて、やっぱり幹が割れていたりとかそういう木が

多かったし、これは桜の木だけではなくて、一般的な樹木についても相当傷んでいるなというふうに感じたんですけど。

4月の10日にですね、松本洋平文部科学大臣は学校敷地内の樹木について教育委員会に対し「点検すべき対象の掌握や適切な安全点検を行うことが大変重要である。過去に発生した倒木による事故を受け、安全点検や対策の留意事項について周知を行っている。」と語っています。こういった通達が出ているんですけど、教育委員会のほうとして、担当課として、どういうふう to 受けとめるのか、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

文科省からの通達につきましては、県を通じまして市町村教育委員会に通達の流れ、それを各学校に伝達をするという流れで、通常情報を共有させていただいているところであります。

その上で、学校での樹木管理におきましては、先ほど産業観光課長より答弁いたしましたとおり、学校には教員や校務員、いわゆる用務員さんなどが常駐している施設です。そのため、日常的に施設内の樹木を点検しているところでございます。

議員御指摘の山鹿小学校につきましては、2年前、令和6年度に業者を入れた点検及び樹木管理業務委託をしております。その際、桜の木につきましても倒木の可能性があるかということで点検をしておりますけれども、これについては、専門家の見地として「直ちに倒木の可能性は低い」ということで御指摘をさせていただいているところで、現在、観察を続けているという状況でございます。芦屋小学校につきましては、本年度、当初予算で計上させていただき、樹木管理業務を業者に委託する予定で進めております。

御指摘の樹木に関しても現状は承知しておりますので、専門業者の意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

文科省もですね、やっぱりそういった倒木については注意を払うようにしていますし、何よりもですね、小学校自体は、やっぱり子どもたちが放課後遊んで回るという場所でもありますし、そういったところで、子どもに対して、けがを負うという、そういったことがあってはならないことだと思いますので、ぜひその点は十分注視していただきたいと思います。

それと先ほどの写真の中で、江川台の登り口についてはですね、やっぱり結構、空洞化した樹木が多いというふうに言いましたが、それについて担当課はどのようにお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

その点について私のほうからお答えさせていただきますが、温かい気持ちで聞いてください。

4番、5番につきましては樹木医のほうに診断いただいております。

そもそも都市整備課ではですね、この江川台の桜の木、当初、令和4年の段階で48本ありましたが、これにつきまして一本一本、樹木の診断カルテというのを作っておりまして、それに基づいて管理しております。4番、5番につきましては「直ちにどうのこうのなるという緊急性はない」というような報告をいただいております。ただし、「4番であれば2本の木の裂け目の部分、5番であれば真ん中の裂け目の部分。これがやっぱり気になる。今後雨が続いたり、それから台風が来たり、そのような中で気になるね。」ということで相談受けておりまして、今月中に、この2本については伐倒の方向で動いております。

なお、6番につきましては真ん中に穴があるんですけども、これ写真が接写しておりますので分かりにくいかと思いますが、幹周が大変太い木でございます。しっかり根から水も吸い上げられておりまして、木々もですねしっかり緑の葉っぱが生い茂っておりますので、この木については穴は開いておりますが、経過観察の対象木ということで管理しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

専門家がそういったことを調査されているならそれでいいと思いますが、ぜひやっぱり、そういった倒木事故が起こらないように十分手入れをしてください。

国土交通省によると、全国の公園や道路で木が倒れたりした事故は2021年からの3年半で1,732件、このうち110件でけが人が出ていて1人が死亡しています。1年あたりに480件の事故が起こり、31人の人身事故が発生しています。

樹木の植栽や管理に瑕疵があることにより第三者に損害が生じた場合、その樹木の所有者または管理者は、被害者に対して民法717条により損害を賠償する責任を負います。倒木、落枝による事故が発生すると所有者や管理者に損害賠償責任が生じますが、適切な管理を行っていれば法的責任の減免につながります。

賠償事例では、奥入瀬溪流事故で1億9,000万円、富山クラシックカー事故で1,800万

円、熊本の倒木死亡事故で5,000万円と賠償が確定しております。ほかにも全国でもですね、やっぱり多額の賠償訴訟も起こっております。一旦、倒木における事故が起これば多額の賠償請求が発生します。そういった点ではですね、ぜひやっぱり日常的な点検をお願いしたいというふうに思います。

それでは最後にですね、今、老朽化していますが、いろんな自治体で老朽化した桜の補植計画があります。これはですね、倒木の危険があると判断したソメイヨシノに変わり、病気にかかりやすく、ややピンク色のジンダイアケボノという新しい品種の桜を植えている自治体が増えていくということです。こういったことを見てもですね、今後、桜の木を植え替えるということがあればですね、こういった新しい病気に強い、害虫に強い、品種の桜を植えるという、こういったことを参考にしてはどうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

要旨からしますと、桜の補植計画っていうところからちょっと御説明をしたいと思います。

各課に確認しましたところ、現時点では、どちらの課もですね、桜の補植計画というのがないと伺っております。なお、産業観光課が所管する城山公園や魚見公園においても、現時点では桜の補植計画はございませんが、観光公園として公園全体の景観や維持管理のあり方などを踏まえながら、必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

今、議員がお話のありました品種ですね、新たな病気等に強い品種ということですが、現時点では補植計画はございませんけども、そういったことになればですね、検討の一つに挙げさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後もですね、こういったことも参考に、桜を町民が楽しめる、そういったことをやっぱり継続させていくことが必要ではないでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に 7 番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 7 番 本田 浩君

皆様こんにちは。7 番、本田です。本日最後の一般質問となります。しっかりと伺ってまいりたいと思っております。

今回の一般質問は一部改正をされました道路交通法について、町民の安心安全を守る観点から一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

件名 1、道路交通法一部改正について。

要旨、令和 8 年 4 月 1 日に道路交通法が一部改正され、町民生活に直結し、大きな影響を及ぼす軽車両に対する交通反則通告制度が導入されました。この改正は交通安全意識そのものを大きく変える内容であり、こどもから高齢者まで全世代に関わる問題であることから、町の交通安全対策についてお聞きします。

今回の道路交通法で改正された項目としましては、軽車両に対する交通反則通告制度の適用に関する規定があります。内容は御存じのように、自転車をはじめとする軽車両の運転者が行った一定の違反行為は反則行為となり、交通反則通告制度が適用されます。このことによって 16 歳以上の軽車両の運転者が反則行為を行った場合には、自動車や原動機付自転車と同様、交通反則切符いわゆる青切符による違反処理が行われるようになりました。このように自転車利用者に対する交通ルールについて、自転車に対する内容が厳格化してまいりました。

先ほど申しましたように 16 歳以上を対象とした「青切符制度の導入」や「ヘルメット着用の努力義務の徹底」が大きなポイントかと思っております。この改正によって児童・生徒・大人それぞれが安全意識を高めることが求められております。

まず児童・生徒につきましては交通ルールを正しく理解し、安全運転を身につけることが重要です。信号無視、一時停止違反、並進走行、スマートフォンを見ながらのながら運転は大変危険であり、事故につながります。学校や家庭では、自転車は「軽車両」であり、車道の左側通行が原則であることを繰り返し指導していく必要があります。また、ヘルメット着用は法律上努力義務ですが、頭部を守るために極めて重要であります。警視庁によれば、自転車事故の死亡原因の多くが頭部損傷であり、ヘルメット着用によって被害軽減が期待をされております。

大人についても、通勤や買い物など日常生活の中で交通マナーを守る責任人があります。

特に 2026 年からはスマホ操作や信号無視などに反則金が科されるため、「少しでもなら大丈夫」という意識は通用しません。歩道を走る場合は歩行者優先を徹底し、夜間はライトを点灯する必要があります。また、こどもを乗せる場合には、保護者がヘルメットを着用させる努力義務を負っております。自治体に求められる配慮も重要となってまいりました。

第一に自動車専用レーンや安全な通行空間の整備が必要となってまいります。現在は車道走行

が原則ですが、狭い道路では自転車利用者が危険を感じる場面も多くあります。そのため、自動車との接触事故を防ぐ道路環境づくりが求められております。

さらに、学校・地域と連携した交通安全教育、ヘルメット購入補助制度、高齢者や外国人向けの分かりやすい交通ルール周知も重要となってまいります。ルールだけを厳しくするのではなく、安全に利用できる環境整備を進めることが自治体の役割だと考えております。

この改正の目的は単なる取り締まり強化ではなく、自転車事故を減らし歩行者も含めた全ての人が安心して道路を利用できる社会をつくることにあります。

今回の道路法の一部改正は、自転車の交通違反に対する取り締まり強化や歩行者優先の徹底などを通じて、交通弱者の安全確保をより一層重視する内容となっております。芦屋町においても、高齢者や児童生徒をはじめとする町民の命と安全を守る観点から、芦屋町総合振興計画に掲げる「安全安心のまちづくり」を具体化する重要な契機であると考えております。そこで、現状認識と今後の施策の方向性について、より実効性を問う観点から質問をさせていただきます。今回の道路交通法改正に対する芦屋町の受けとめと影響分析についてであります。

町として改正内容をどのように整理・分析され、芦屋町の交通実態に照らして特に影響が大きいと考える項目を、どのように認識されておられるのでしょうか。また、この分析にあたり、交通事故データや交通量調査など客観的データをどの程度活用されているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

今回の道路交通法の一部改正は、先ほど議員もおっしゃいましたが、「軽車両に対する交通反則通告制度の適用」により「自転車等にも青切符が切られ、反則金を支払う必要がある」というのが大きいところと受け止め、影響分析しております。

福岡県警察が発表している交通事故統計資料において、令和7年1月から12月までの市町村ごとの交通事故件数があり、この中に今回の法改正の対象である自転車事故件数も記載されております。芦屋町では年間20件の交通事故、そのうち2件が自転車事故という点は把握しておりますが、件数が少ないこともあり、交通事故データを基にした安全対策の検討といった具体的な活用は行っておりません。また、交通量調査については小型車と大型車の数値のみ国土交通省が公表しております。町内における国道、県道など比較的交通量が多い道路の歩行者・自転車交通量データは、平成22年度、交通センサスから任意項目となったこともあり、福岡県北九州市県土整備事務所でも把握しておりません。また、独自調査も行っておりませんので、交通量に関するデータを活用できる環境ではございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

御答弁では「自転車事故件数を把握しているものの、件数が少ないことから具体的な分析や活用には至っていない」とのことでした。しかし事故件数が少ないからこそ、その状況を維持するための予防的な取組が重要であると考えます。

そこで次に、町民への周知徹底については広報紙やホームページだけでは情報が十分届かない層も存在すると考えます。高齢者やこどもの周知についてどのような工夫をされているのか、また、出前講座、地域サロン、防災無線、学校現場など多様な媒体を活用された周知計画の構築状況についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

交通安全施策として高齢者やこどもに限定した周知は行っておらず、町の出前講座においても交通安全を啓発するテーマはございません。ただし、折尾警察署からは「1ヶ月から2ヶ月前に申し込みがあれば交通安全教室を開くことは可能であり、地域交流サロンや地域単位でも開催可能である」との回答をいただいております。なお、防災無線は、本来の用途と異なるため道路交通法の周知に活用する予定はございません。学校現場では、学級活動や帰りの会で横断歩道の渡り方や下校時の安全について指導しており、警察官や自動車学校の方を招いた交通安全教室を継続実施しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

今の御答弁では「折尾警察署と連携した交通安全教室の実施が可能」とのことです。地域に出向いた啓発活動の余地は十分あるものと感じております。その中でも、法改正の影響を受けやすい高齢者への対応は重要であります。

そこで次に、高齢者の自転車事故対策について、高齢者事故の発生状況や年齢層別、事故類型別、時間帯別など、どの程度詳細な分析をされておられるのでしょうか。また、その分析結果を踏まえ、体験型講習や個別指導など実効性ある対策を導入するお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

福岡県交通企画課統計分析係が発表している分析資料では、県内の交通事故全体における年齢層別、事故類型別、時間体別の状況が記載されていますが、自治体ごとでの公表はされておらず、このため詳細な分析は行えておりません。

高齢者に対する自転車事故対策について、特に体験型講習や個別指導などの対策を町として導入することについては今後の課題です。

なお、あらかじめ計画を立て、折尾署・交通安全協会と連携し、町内の大型店舗駐車場内などで事故防止の情報提供、注意喚起を行っております。

このように、身近に情報を提供することが実効性のある交通安全対策につながっていると捉えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「高齢者対策については今後の課題」との認識でございました。一方で高齢者の事故防止を考える際には、自転車そのものの安全に代替できる移動手段の確保も重要であるかと考えます。

そこで次に、高齢者の移動支援との一体的施策について。

自転車事故リスクを低減するためには安全な代替移動手段の確保も重要となってまいります。コミュニティバスやデマンド交通、買い物支援などを含めた総合的な施策をどのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町には芦屋タウンバス、芦屋町巡回バス、北九州市営バス、タクシーがございます。これら地域公共交通の維持確保を引き続き図るとともに、芦屋町地域公共交通活性化協議会で町内の公共交通の今後のあり方を継続して協議してまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「地域公共交通の維持確保について継続的に協議していく」との御答弁であります。

一方では、交通安全は高齢者だけではなく、将来の交通社会を担うこどもたちへの教育も極めて重要となってまいります。

そこで次に、児童生徒への交通安全教育について、現在の教育内容が改正に十分対応できているのでしょうか。教育委員会としてどのように検証されておられるのか、また、危険予測能力や判断力を養う実践的教育への転換について、どのように取り組まれているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

今回の道路交通法改正により、自転車の運転者としての責任をより明確に問われるようになったことから、各学校では文部科学省の「生きる力を育む学校の安全教育」が示す「知識・判断・態度」の3つの側面を、これまで以上に意識した指導へと重点を移しています。特に「車道左側通行の原則」、「ながら運転や並進の危険性」、「ヘルメット着用の重要性」、「危険を予測し、自ら安全に行動する判断力」といった点を、こどもたちが実際の生活場面で理解しやすいよう具体例を示しながら伝えるようになっていきます。学校では単にルールを覚えるだけではなく、「なぜ危ないのか」、「どうすれば安全か」を自分で考えられるよう指導の質を高めながら取り組んでいます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

法改正を踏まえて、知識だけではなく判断力や危険予測能力を高める教育に取り組まれていることは大変素晴らしいことだと考えております。その上で、各学校で指導内容に差が生じていないかという点も重要になってまいります。

そこで次に、自転車利用ルールについて学校ごとの指導内容の差異について実態把握をされておられるのか、また、安全確保の観点から統一基準を設ける必要性について、どのように認識されているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校における自転車利用に関する指導についてお答えいたします。

まず、学校ごとの指導内容の際の実態把握についてです。教育委員会では、文科省が示す方針

を共通の基盤として各学校が年間指導計画を作成し、交通安全指導を進めており、その内容について教育委員会として把握しております。これにより学校間で大きな差異が生じないように確認しつつ、必要に応じて指導の方向性を共有しているところです。

次に、統一基準の必要性についてです。芦屋町での学校での交通安全指導は、先ほど申し上げた文部科学省の方針を上位の枠組みとしており、これ自体が町としての統一的な指導の基盤となっております。その上で、今回の道路交通法改正を踏まえ、こどもたちの安全確保の観点から改正内容に関わる具体的な指導事項については教育委員会として一定の統一的な基準を整理し、学校間で指導にばらつきが生じないように調整しているところです。具体的には3点を重点的に進めております。

第1に、指導内容の即時的なアップデートです。自転車が車両であるという法的性質をこどもたちが実感を持って理解できるよう、青切符制度や側方通過時のルールなど、改正内容を分かりやすく解説し、法的責任を具体的に示しながら指導しています。

第2に、外部専門家との連携による体験的な指導の強化です。警察署や自動車学校の協力を得て実施する交通安全教室において、改正法の重要ポイントを専門的な視点から伝えていただき、こどもたちが違反時のリスクを自分事として捉えられるよう実効性の高い学びを提供しています。

第3に、保護者・地域との共通認識の形成です。学校で指導した内容を家庭にも迅速に共有し、保護者の皆様にも日常的な声掛けをお願いすることで学校・家庭・地域が一体となって、こどもたちの安全を見守る体制をさらに強固にしていまいります。

今後も文部科学省の方針を基盤としつつ、町として必要な統一的な指導枠組みを整え、こどもたちが事故に遭わず、また加害者にもならないよう安全確保に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「学校・家庭・地域が連携して安全教育を進めていく」との御答弁でありました。

その中で、命を守る最後のとりでとも言えるヘルメット着用の推進は欠かせないものと考えております。

そこで次に、ヘルメット着用促進について。

ヘルメット着用は任意となっておりますが、町として年代別・地域別の着用率をどのように把握されておられるのか。また、購入補助制度の導入や拡充など実効性ある施策を検討されておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町として年代別・地域別の着用率は把握しておりません。ただし、令和7年6月2日から30日までの間に福岡県警による自転車乗用ヘルメットの着用実態調査が行われております。年代別データはありませんが、福岡県内では全世代合算で20.6%の着用率、北九州地区では21.1%の着用率となっておりますので、これらに近い着用率ではないかと推察されます。また、令和5年4月1日に道路交通法の一部改正に伴い、全ての自転車利用者に乗車用のヘルメット着用が努力義務化されているため、引き続き周知に努めてまいります。

なお、ヘルメット購入補助制度についてですが、まずは御自身で準備していただくことが基本であり、現時点では検討しておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「ヘルメット購入補助制度については現時点では検討していない」ということでありますが、安全対策を進める上で、着用率向上に向けたさらなる取組も必要ではないかと感じておりますので、ぜひ再検討していただけないかなと考えております。また、事故防止の観点からは、違反行為そのものを減らしていくことも重要となってまいります。

そこで次に、自転車交通違反の抑止について。

信号無視や歩道での危険走行などについて、どのように実態を把握されておられるのか。また、警察との連携による重点的な啓発、取締りについて、どのような計画を持っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

自転車の信号無視や歩道での危険走行について、町では実態把握を行っておりません。交通安全全般の取組としては、山鹿総合体育館前交差点や芦屋中学校下（旧遠賀信用金庫付近）において、学校教員やボランティアの方たちが見守りを行っているほか、各小学校区ごとに登下校時の見守りなど取組が行われています。

また、自転車交通違反の抑止について警察との連携は行っていないませんが、折尾警察署長へ対して本年4月に町長から意見具申も行っており、併せて危険走行などの情報提供があった場合、当該地点の取り締まり強化を折尾警察署へ要望してまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「警察との連携により危険箇所への対応を進めていく」ということの御答弁でありました。ぜひ、さらに進めていただきたいなと思っております。

一方で、自転車だけでなく歩行者の安全確保も交通安全対策の大きな柱であります。

そこで次に、歩行者優先の徹底について。

横断歩道における一時停止率の現状をどのように評価されておられるのか、また数値目標の設定や啓発活動について具体的な戦略をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

日本自動車連盟（J A F）が発表している「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」。これは2025年調査結果となっておりますが、こちらにおいて一時停止率が全国平均で56.7%、福岡県平均では、77.7%となっております。ただし、これはあくまでも車の一時停止率であり、自転車の一時停止率については全国調査が行われていないため把握しておりません。芦屋町でも過去に車、自転車を含め一時停止率の調査を行ったことはなく、数値目標を設定することは困難であると考えております。

なお、啓発活動につきましては定期的に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「歩行者優先の意識向上に向け定期的な啓発活動を実施していく」との御答弁をいただきました。しかしながら、啓発だけではなく道路構造そのものによる安全対策も重要であります。

そこで次に、生活道路の安全対策の中で「ゾーン30」という言葉を御存じでしょうか。生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つであり、区域を決めて時速30キロの速度規制のことであります。このような「ゾーン30」の導入状況とその効果をどのように評価されているのか。また、必要性が認められる地域で未導入地域への拡大について、どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町ではこれまで「ゾーン３０」を導入した実績がないため、評価を行うことができません。

北九州市では「ゾーン３０プラス」という取組を八幡西区の一部エリアで試験的に導入しています。これは道路上に凸状の隆起、ハンプと言われるものですが、こちらなど物理的な道路構造の変更との適切な組み合わせにより交通安全の向上を図る取組です。

この「ゾーン３０プラス」は道路構造の変更を伴うため、警察と道路管理者が連携しながら、そして必要性を検討しながら進める取組となっております。また、生活道路の構造変更となるため、「ゾーン３０」と併せ、現段階では芦屋町の導入予定はございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 ７番 本田 浩君

「現時点では「ゾーン３０」等の導入予定はない」との御回答でした。しかし速度抑制が特に求められる場所として、まず児童生徒が日常的に利用する通学路が挙げられます。

そこで次に、通学路の安全確保についてです。

芦屋町はこれからレジャー港を大きなアピールポイントとして、観光の町としてスタートしていくことから、町外者の方が芦屋町に多数お見えになることが考えられます。通学路の安全点検については、通年安全対策を実施されながら点検等を実施されているとは思いますが、点検結果が実際の改善に結びついているのか、どのように検証されているのか。また、対応が遅れている箇所については進捗管理をどのように行っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

通学路の安全に係る点検結果の検証及び進捗管理についてお答えいたします。

まず改善の実効性に関する検証についてですが、各学校において行う日常点検や教育委員会、道路管理者及び警察による合同点検において抽出された危険箇所は、対策の緊急度や優先順位を定めた上で改善を図っております。ハード面の整備が完了した際には、学校や関係機関と現場確認を行い、安全性が適切に向上したかを改めて点検することで、その実効性を担保しています。具体的には、山鹿小学校区で狭い生活道路で速度を上げて走行する車両が後を絶たないため、危険と指摘された道路において段差の設置や路面標示の設置を行った例があります。

次に、対応が必要であると考えられている箇所の進捗管理につきましては、すでに策定してお

ります「芦屋町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して一元的に状況を管理しております。特に優先順位の高い場所は関係機関との協議において随時進捗状況を共有し、各機関の予算や計画と照らし合わせながら着実に改善が進むよう調整を行っております。また、地域の方々や自治区長様からなどからの要望に対しましても、定期的な協議の場を通じて進捗状況を共有し、透明性を確保することで取り残しのない管理体制に努めているところです。

なお、これらの情報は町のホームページにおいて公開しております。

このプログラムを軸に関係機関との連携を一層深め、児童・生徒が安心して通学できるようPDCAサイクルを確実に回して環境改善に努めているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「通学路についてPDCAサイクルを回しながら改善を進めていく」とのことで大変安心をいたしました。

一方で、道路利用者は児童生徒だけではなく、高齢者や障害者への配慮も重要となってまいります。

そこで次に、高齢者利用の多い道路環境整備について、段差解消や視認性向上などバリアフリー化の進捗をどのように評価されているのか、また重点整備エリアの選定基準についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

町は福岡県と協力しながら、関係法令等に基づきまして道路のバリアフリー化を推進しております。芦屋町内におきましては、交通安全プログラムに基づきまして、役場前の県管理道路において歩道の段差解消や点字ブロックの設置など視認性の向上に向けた工事を実施しており、高齢者や障害者を含む全ての利用者が安全に通行できる環境整備が進められているものと認識しております。

重点整備地区の選定基準は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき設定されるものでございます。福岡県では市町村に向けて重点整備地区の選定についての整備状況調査を実施しております。ただし、芦屋町内におきましては要件を満たす区域が存在しないことから、重点整備地区は選定されておられません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「現在のところ重点整備地区には該当していない」とのことですが、高齢者を含む全ての利用者の安全確保は引き続き重要な課題となってまいります。

そこで次に、自転車通行空間の整備についてをお聞きします。

自転車通行空間とは自転車が安全かつ円滑に通行できるように整備された道路、または道路の特定空間であります。この自転車通行空間づくりは近年、自転車の利用者が増加する一方で、車道での危険な走行や歩道での歩行者との接触事故が社会問題となり、このことを背景に警察庁と国土交通省が中心となって整備を全国的に推進されています。

芦屋町の現在の整備状況をどのように評価されておられるのか、また、歩行者との分離を進める具体的な方策についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

国道及び県道につきましては自転車通行空間の整備が進められているものと認識しておるところでございます。福岡県では、歩行者と自転車の通行空間が分離された自転車道等の整備延長を公表しております。また、毎年度、整備状況調査の方が行われておりますが、整備状況に関する評価までは行われておりません。

また、町が管理する町道につきましては道路幅員が狭い区間が多く、自転車通行空間の整備を実施することが困難な状況であると認識しておるところでございます。なお、現在つくられております西祇園橋をはじめとします新設道路の整備に際しましては、自転車通行空間の確保につきまして関係機関へ適宜要望を行っておるところでございます。

続いて、歩行者との分離を進める具体的な方策につきましては、福岡県が歩行者と自転車の安全な通行空間の確保に向けた具体的な取組を、県が策定しております「第2次福岡県自転車活用推進計画」、これの第3章において具体的に示しております。これを参考に、町といたしましても道路環境や地域の実情を踏まえ、関係機関と連携しまして、それぞれの道路管理者に働きかけまして、安全で利用しやすい自転車通行空間の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「自転車通行環境の整備に向け関係機関と連携して取り組む」との御答弁をいただきました。
その中でも重要な役割を担うのが、警察との連携であろうかと思います。

そこで次に、法改正後の警察との連携について。

法改正後の取締まり方針についてはどの程度協議をされておられるのでしょうか。また、啓発と取締まりをどう連動されているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町では、交通違反に関する取締まりの権限がないため、取締まり方針についても協議を行う立場にございません。なお、交通安全に関する注意喚起・啓発については、折尾警察署など関係機関とともに繰り返し広報を行ってまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

啓発活動については関係機関と連携して進めるとのことでありました。しかし、交通安全活動を継続していくためには地域全体で支える体制づくりも必要です。

そこで次に、地域・学校・企業との協働について。

持続可能な見守り体制をどのように持続しながら構築されていくのか。町全体での活動は十分人が足りているのか。また、新たな担い手を確保していく策についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

P T Aや学校長、商工会などで構成される芦屋町交通安全推進協議会では、交通安全運動期間中に早朝街頭指導を行い、児童の登校見守りを行っております。そのほか、町民会議でもあいさつ運動で見守りを行うなど、全体での活動としては見守りができていると判断しております。

また、新たな担い手につきましては、交通安全推進協議会等で今後の人材確保について協議し、働きかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「持続可能な体制づくりに向けて、人材確保について、今後協議していく」との御答弁でした。
一方で効果的な施策を展開するためには客観的なデータ分析も不可欠であります。

そこで次に、交通事故データの活用について。

G I S 地理情報システムを活用した事故多発地点を地図上で可視化することや、事故回避に繋がるリスク分析はどの程度進んでいるのか、その分析結果を施策へどのように反映しておられるのかについてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

公益財団法人交通事故総合分析センターがG I S 上での交通事故情報を表示しており、芦屋町事故記録は確認できておりますが、具体的な分析はできておりませんので、今後の課題となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「G I S を活用した分析については今後の課題」とのことです。こうした交通安全施策が町の将来計画の中でどのように位置付けられているのかも重要になってまいります。

そこで次に、総合振興計画との整合性について。

交通安全施策が計画の中でどのように位置付けられておられるのか。また、今回の法改正を踏まえた見直しの必要性についてお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画において、交通安全施策は第2章「安全で安心して暮らせるまち」に位置付けられ、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組むものとしております。また、主要施策にも「地域や学校での交通安全指導の充実」、「通学路における児童生徒の安全対策」、「交通安全啓発のため警察や交通安全協会との連携」、「高齢者の交通事故を防ぐための免許返納者支援事業に取り組む」といった内容を記載しております。

今回の法改正は施策や対策に直接影響を及ぼすものではありませんので、見直しまでは考えて

おりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「現時点では総合振興計画の見直しまでは考えていない」との御答弁でした。しかし安全対策の成果を把握するためには、具体的な指標も今後必要になってくるのではなかろうかと思っております。

そこで次に、ヘルメット着用率などの把握や評価について。

安全対策向上として、努力義務であります。今後ヘルメット着用率など、どのように把握され具体的な安全対策推進を考えていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

ヘルメットの着用率は、福岡県の推移を見守りながら必要な安全対策を検討していきたいと考えております。当面の町の安全対策推進策としては、引き続きホームページや広報などでヘルメット着用を呼びかけていくなど周知啓発に努めたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

周知啓発を継続するとのことですが、その効果がどの程度あらわれているのか検証することも重要であります。

そこで次に、交通安全施策の効果検証について、町民の交通安全対策について安全度を把握する中長期的な検証や、その他の方法による効果検証についてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

検証の指標の一つとして交通事故件数が考えられますが、芦屋町では交通事故そのものが近隣自治体と比較しても少ない状況です。さらに、その中の自転車事故については年間に数件程度となっており、データとしては活用しづらい状況だと考えております。

このため、重大事故発生時の原因把握や芦屋町交通安全推進協議会などにおける危険箇所の報告及び対策検討が、実効性のある効果検証と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

「効果検証については危険箇所の把握や対策検討を通じて行っていく」との御答弁でした。その取組を継続し実効性あるものとするためには、推進体制や予算確保が欠かせません。

最後の質問ですが、推進体制と予算確保について、役場内連携の強化、専門人材の確保、限られた財源の中での優先順位決めについて、児童生徒から大人までの町民の命と安全を守るため、理念にとどまらない実効性のある施策の推進をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず役場組織内の連携の強化についてですが、必要に応じて報告・連絡・相談を行っており、交通安全施策推進に係る連携は十分とれているものと認識しております。

次に専門人材の確保についてですが、芦屋町では交通安全対策については職員兼任業務となっております。芦屋町の状況を総合的に判断すると、現時点では交通安全対策の専門人材の確保までは要しないと考えております。

そして、優先順位付けについてですが、緊急性が高いと判断したものから取り組んでいけるよう努力していきます。

最後になりますが、町民の命と安全を守るため、理念にとどまらない実効性のある施策を推進するため、今後も皆様の御意見を聞きながら必要な具体的対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 7番 本田 浩君

今回の道路交通法改正は町民一人一人の交通安全意識を高める大きな契機であります。しかし、事故分析や交通実態の把握、ヘルメット着用率調査など客観的データの活用が十分なのかなと感じております。

今後は学校・地域・警察・行政が連携をし、周知啓発だけではなく事故データや危険箇所の見える化、通学路・生活道路の安全対策、自転車通行環境計画整備を計画的に進めることが必要と

考えております。

事故が少ないから対策を行わないのではなく、事故が少なくても予防的な安全対策を進めるべきであり、「事故を起こさない環境が整ったまちづくり」を目指し、実効性ある施策の推進により、住んでよかったまちづくりを強く求めて、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で本田議員の一般質問を終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。お疲れさまでございました。

午後 3 時 00 分散会
